

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年 8月31日
【会社名】	リネットジャパングループ株式会社
【英訳名】	RenetJapanGroup, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 武志
【本店の所在の場所】	愛知県大府市柁山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	取締役 山根 秀之
【最寄りの連絡場所】	愛知県大府市柁山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	取締役 山根 秀之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第14回新株予約権) その他の者に対する割当 543,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 152,583,000円 (第15回新株予約権) その他の者に対する割当 226,200円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 126,898,200円 (第16回新株予約権) その他の者に対する割当 181,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 101,541,000円 (注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	2,715個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	543,000円
発行価格	新株予約権1個につき200円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月19日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リネットジャパングループ株式会社 管理部 愛知県大府市柘山町三丁目33番地
払込期日	平成29年9月19日
割当日	平成29年9月19日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支社 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号

(注) 1. 第14回新株予約権証券（以下「本第14回新株予約権」という。）の発行については、平成29年8月31日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第14回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第14回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第14回新株予約権の発行は行われないこととなります。

4. 本第14回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	リネットジャパングループ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	217,500株 本第14回新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）１．の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金560円とする。 ただし、行使価額は下記（注）２．の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	152,583,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1株の発行価格 本第14回新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1株の発行価格は、行使請求に係る各本第14回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第14回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 ２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第14回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし（計算の結果 1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年 1月 1日から平成39年 9月18日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１．新株予約権の行使請求の受付場所 リネットジャパングループ株式会社 管理部 愛知県大府市柘山町三丁目33番地 ２．新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 ３．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支社 名古屋市中村区名駅 3丁目28番12号
新株予約権の行使の条件	１．本第14回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第14回新株予約権を行使することができず、受託者より本第14回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本第14回新株予約権を行使できることとする。 ２．受益者は、平成30年 9月期から平成31年 9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第14回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第14回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第14回新株予約権の個数につき 1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

	<p>(a) 3億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第14回新株予約権のうち50%</p> <p>(b) 5億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第14回新株予約権のうち75%</p> <p>(c) 7億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第14回新株予約権のうち100%</p> <p>3. 受益者は、本第14回新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本第14回新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第14回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第14回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第14回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第14回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第14回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第14回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第14回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p>

	<p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第14回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第14回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本第14回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第14回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本第14回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第14回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第14回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第14回新株予約権を行使請求しようとする本第14回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第14回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第14回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第14回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第14回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第14回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第14回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第14回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,262個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	226,200円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月19日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リネットジャパングループ株式会社 管理部 愛知県大府市柘山町三丁目33番地
払込期日	平成29年9月19日
割当日	平成29年9月19日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支社 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号

(注) 1. 第15回新株予約権証券（以下「本第15回新株予約権」という。）の発行については、平成29年8月31日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第15回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第15回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第15回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本第15回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	リネットジャパングループ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	226,200株 本第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金560円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	126,898,200円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第15回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第15回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第15回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第15回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成35年1月1日から平成39年9月18日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 リネットジャパングループ株式会社 管理部 愛知県大府市柘山町三丁目33番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支社 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号
新株予約権の行使の条件	1. 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第15回新株予約権を行使することができず、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。 2. 受益者は、平成32年9月期から平成34年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第15回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第15回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第15回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

	<p>(a) 6億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第15回新株予約権のうち50%</p> <p>(b) 9億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第15回新株予約権のうち75%</p> <p>(c) 12億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第15回新株予約権のうち100%</p> <p>3. 受益者は、本第15回新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本第15回新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第15回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第15回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第15回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第15回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第15回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p>

	<p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第15回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第15回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本第15回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第15回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本第15回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第15回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第15回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第15回新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第15回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第15回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第15回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第15回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第15回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第15回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第15回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,810個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	181,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月19日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リネットジャパングループ株式会社 管理部 愛知県大府市柘山町三丁目33番地
払込期日	平成29年9月19日
割当日	平成29年9月19日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支社 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号

(注) 1. 第16回新株予約権証券（以下「本第16回新株予約権」という。）の発行については、平成29年8月31日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第16回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第16回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第16回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本第16回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	リネットジャパングループ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	181,000株 本第16回新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金560円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	101,541,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1株の発行価格 本第16回新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1株の発行価格は、行使請求に係る各本第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第16回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第16回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成40年1月1日から平成41年9月18日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 リネットジャパングループ株式会社 管理部 愛知県大府市柘山町三丁目33番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支社 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号
新株予約権の行使の条件	1. 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第16回新株予約権を行使することができず、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。 2. 受益者は、平成35年9月期から平成39年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第16回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第16回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第16回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

	<p>(a) 10億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第16回新株予約権のうち50%</p> <p>(b) 15億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第16回新株予約権のうち75%</p> <p>(c) 20億円を超過している場合： 受益者が交付を受けた本第16回新株予約権のうち100%</p> <p>3. 受益者は、本第16回新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本第16回新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第16回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第16回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第16回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第16回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第16回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p>

	<p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第16回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第16回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本第16回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第16回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本第16回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第16回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第16回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第16回新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第16回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第16回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第16回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第16回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第16回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第16回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
381,022,200	13,000,000	368,022,200

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額（950,200円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（380,072,000円）を合算した金額であります。各金額の内訳は以下のとおりです。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第14回新株予約権	543,000円	152,040,000円
第15回新株予約権	226,200円	126,672,000円
第16回新株予約権	181,000円	101,360,000円
合計	950,200円	380,072,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、従業員及び顧問（定年退職者を含み、以下「役職員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。なお、当社関係会社には、当社又は当社の子会社・関連会社が直接又は間接的に議決権割合にして10%以上の株式又は持ち分を保有する会社を含むものとします。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社グループの役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	税理士法人アクシス
本店所在地	愛知県名古屋市東区泉一丁目15番15号
代表者の役職及び氏名	代表社員 廣 篤 将一
資本金	400百万円
事業の内容	税理士法人
主たる出資者及びその出資比率	廣 篤 将一 33.3%、岩瀬 洋文 33.3%、上柳 雄介 33.3%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、割当予定先より会計・税務に関するアドバイザー業務の提供を受けており、当該アドバイザー業務に対して対価を支払っております。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

< 信託の内容 >

当社は、当社グループ役員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である黒田武志を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、税理士法人アクシスを受託者（以下「本受託者」または「税理士法人アクシス」といいます。）とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。

新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
第14回新株予約権 (2,715個)	平成30年9月期 ～平成31年9月期	平成32年1月の 最初の営業日	平成32年1月1日 ～平成39年9月18日
第15回新株予約権 (2,262個)	平成32年9月期 ～平成34年9月期	平成35年1月の 最初の営業日	平成35年1月1日 ～平成39年9月18日
第16回新株予約権 (1,810個)	平成35年9月期 ～平成39年9月期	平成40年1月の 最初の営業日	平成40年1月1日 ～平成41年9月18日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、交付日において、受益者となる当社グループの役員等に分配されることとなります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除かれております。

なお、受託者より本新株予約権の交付を受ける者（以下「受益者」といいます。）は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い、委託者及びその親族を除く取締役及び監査役を構成員とし、そのうち過半数が社外役員であるように組成された評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）によって指定されます。

そして、交付ガイドラインにおいて、本インセンティブプランは、本新株予約権の回数ごとに、当社グループの役員等のうち、()当社グループを通じた社内表彰制度であるMVP賞の受賞者、又は()当社グループの中途採用者もしくは新たに当社関係会社となった会社（但し、評価委員会が交付対象とした場合に限り）に在籍する特に将来の貢献が期待される役員を対象に、個別に付与されるインセンティブパッケージに基づき本新株予約権を交付するプラン（各回号の新株予約権の7割相当分を上限とします。）と、

当社の役職員等のみを対象として、人事評価期間中に獲得したポイント数に応じて比例按分した数の本新株予約権を交付するプラン(残余の本新株予約権を配分します。)の2つに分けて構成されております。

なお、インセンティブパッケージ・プランでは、上記のような条件を成就した者に、人事評価期間ごとに終了時に1回、その功績又は将来の貢献期待の大小に応じて1個から200個の本新株予約権に相当するインセンティブパッケージの付与が行われます。これに対して、ポイント・プランでは、役職員等の役職等と人事評価(業績目標とパフォーマンス評価)に応じて毎年の人事評価に際してポイントの付与が行われます。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社グループに在籍している役職員のみならず将来採用される役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストック・オプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに付与後の貢献を見ることなく将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社グループの役職員等の貢献度・貢献期待に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社グループの役職員等に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループの役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

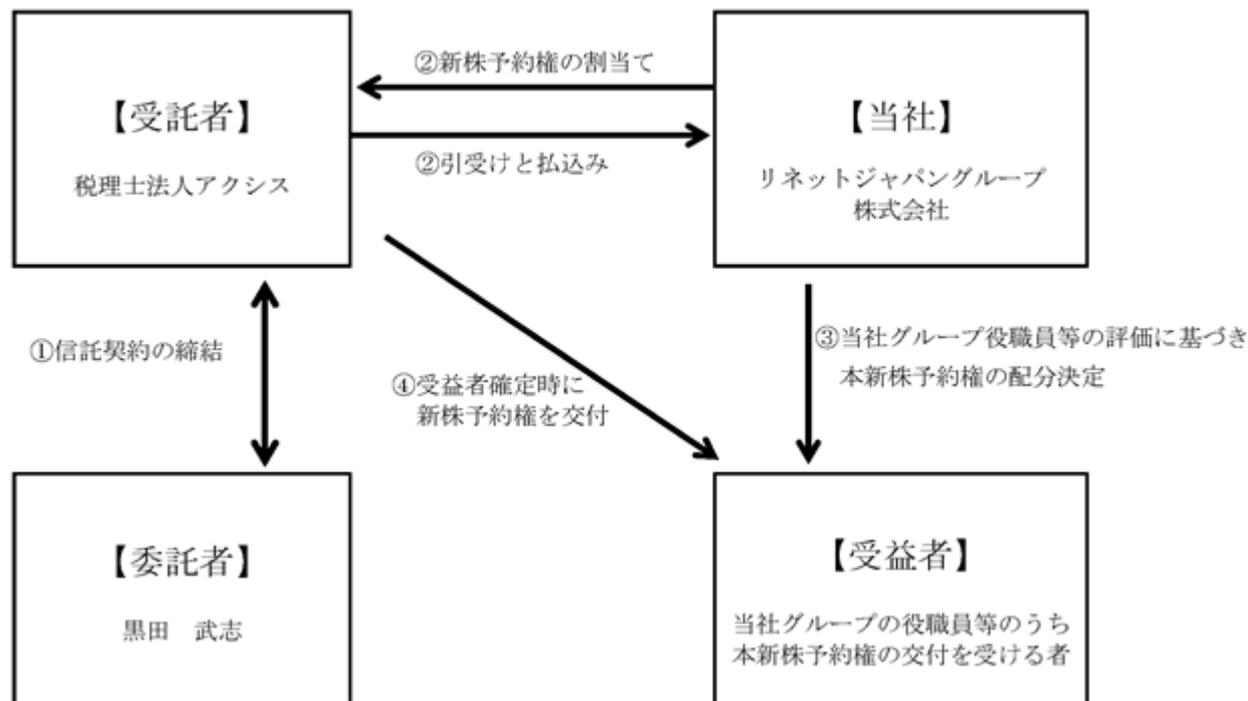
さらに、各本新株予約権には、それぞれ当社のEBITDAに関する3段階の業績達成条件(第14回新株予約権:3億円、5億円、7億円、第15回新株予約権:6億、9億、12億、第16回新株予約権:10億、15億、20億)が定められております。平成27年9月期における当社のEBITDAは1.6億円、平成28年9月期における当社のEBITDAは2.2億円であります。かかる業績達成条件の各下限値(各本新株予約権の50%を行使するための条件)は、これらの過去業績に鑑み、EBITDAにして毎年0.8~1億円のペースでの業績向上を維持することを念頭に設定されており、さらに当社が現在取り組むFintechに関連する新規事業や今後積極的に模索したいと考えているM&Aによる成長などの可能性も踏まえ、よりよい業績を達成した場合には段階的により多くの本新株予約権を行使できるようにしたものであり、当社グループの役職員等に対して持続的な業績のベースアップと意欲的な成長可能性の追求の双方を意識させつつ、当該業績達成条件の達成を求めることにより、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

< 本信託の概要 >

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	黒田 武志（当社代表取締役社長）
受託者	税理士法人アクシス
受益者	交付日に受益者として指定された者 （受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	各信託いずれも平成29年9月12日
本新株予約権の交付日	第14回新株予約権：平成32年1月の最初の営業日 第15回新株予約権：平成35年1月の最初の営業日 第16回新株予約権：平成40年1月の最初の営業日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社グループの役職員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年9月12日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記< 信託の内容 > 記載の通りです。

< 本インセンティブプランの概要図 >



本委託者である黒田武志が本受託者である税理士法人アクシスとの間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である税理士法人アクシスは、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社グループの役職員等に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各当社グループの役職員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本新株予約権の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使によ

り当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者に破産・解散等の事由が生じた場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

c. 割当予定先の選定理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である税理士法人アクシスの厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。そして、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、従来当社に対してアドバイザー業務を提供していただいていることから、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、税理士法人アクシスを本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、税理士法人アクシスを割当先とする678,700株(第14回新株予約権271,500株、第15回新株予約権226,200株、第16回新株予約権181,000株)であります。

e. 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先である税理士法人アクシスは、本信託契約に従い、本新株予約権を、交付日まで保管し、その後、受益者である当社グループの役職員等へ交付することとなっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本委託者である黒田武志が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成29年9月12日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、税理士法人アクシスから反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。加えて、当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しております。そして、当社は「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、第14回新株予約権については1個当たり200円、第15回新株予約権については1個当たり100円、また第16回新株予約権については1個当たり100円と算出しております。

< 第14回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値560円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値46.39%、配当利回り0%、無リスク利率0.011%や本第14回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額560円/株、満期までの期間10年、業績条件）

< 第15回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値560円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値46.39%、配当利回り0%、無リスク利率0.011%や本第15回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額560円/株、満期までの期間10年、業績条件）

< 第16回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値560円/株、類似上場会社の株価変動性（ボラティリティ）平均値46.84%、配当利回り0%、無リスク利率0.107%や本第16回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額560円/株、満期までの期間12年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成29年8月30日）の東京証券取引所における普通取引の終値560円を参考として、当該終値と同額の1株560円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は678,700株（議決権数6,787個）であり、平成29年3月31日現在の当社発行済株式総数9,048,000株（議決権数90,463個）を分母とする希薄化率は7.50%（議決権の総数に対する割合は7.50%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループの役員等との一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数678,700株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約244,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
黒田 武志	愛知県名古屋市千種区	3,174,500	35.09%	3,174,500	32.64%
税理士法人アクセス	愛知県名古屋市東区泉一丁目 15-15	0	0.00%	678,700	6.98%
株式会社TKコーポレーション	大阪府堺市南区三原台一丁目2- 2	495,000	5.47%	495,000	5.09%
坂本 孝	山梨県甲府市	270,000	2.98%	270,000	2.78%
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市市中村区名駅4丁 目9-8	221,500	2.45%	221,500	2.28%
SBIベンチャー企業成長支援 第3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	205,715	2.27%	205,715	2.12%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	153,500	1.70%	153,500	1.58%
株式会社ハードオフコーポレー ション	新潟県新潟市新栄町3丁目1 番13号	150,000	1.66%	150,000	1.54%
SBIベンチャー企業成長支援 第4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	148,930	1.65%	148,930	1.53%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番 地	121,500	1.34%	121,500	1.25%
計	-	4,940,645	54.61%	5,619,345	57.78%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 平成29年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、黒田武志及びその共同保有者1社が平成29年6月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として最近日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
黒田 武志	愛知県名古屋市千種区	2,950,000	30.65
株式会社TKコーポレーション	大阪府堺市南区三原台一丁目2-2	495,000	5.47
計	-	3,445,000	35.80

3. 平成29年6月27日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、SBIインベストメント株式会社及びその共同保有者1社が平成29年6月20日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として最近日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
SBIインベストメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6-1	650,000	7.18
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6-1	43,600	0.48
計	-	694,600	7.67

4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年3月31日現在の所有議決権数を、平成29年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第15期	第16期	第17期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高	(千円)	3,039,853	3,226,281	3,729,330
経常利益	(千円)	100,283	107,157	171,759
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	96,050	95,800	149,270
包括利益	(千円)	92,533	95,800	149,270
純資産額	(千円)	124,460	308,260	457,531
総資産額	(千円)	983,563	1,107,070	1,212,244
1株当たり純資産額	(円)	86.14	192.07	285.08
1株当たり当期純利益金額	(円)	95.75	64.70	93.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.65	27.84	37.74
自己資本利益率	(%)	131.03	44.28	38.98
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	144,334	110,192	78,506
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	36,511	210,132	73,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	223,438	1,327	30,942
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	125,402	447,055	421,126
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	49 〔117〕	61 〔112〕	59 〔112〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔 〕内に外数で記載しております。

5. 第15期、第16期及び第17期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。

6. 当社は、平成27年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当連結会計年度より、当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月
売上高 (千円)	3,794,913	3,040,911	3,038,874	3,216,437	3,590,323
経常利益又は経常損失 () (千円)	229,747	33,874	102,959	183,657	186,502
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	246,708	10,473	95,634	152,338	160,745
資本金 (千円)	400,000	400,000	400,000	444,000	444,000
発行済株式総数 (株)	10,409	10,409	14,839	1,643,900	1,643,900
純資産額 (千円)	11,688	22,162	124,060	364,399	525,144
総資産額 (千円)	1,350,977	1,067,977	982,613	1,161,943	1,280,587
1株当たり純資産額 (円)	1,166.66	2,212.07	85.86	227.05	327.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	24,624.07	1,045.41	95.34	102.88	100.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	0.87	2.08	12.63	31.36	41.01
自己資本利益率 (%)	-	61.88	130.81	62.37	36.14
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	59 [138]	47 [120]	49 [117]	61 [112]	59 [112]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期、第15期、第16期、第17期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第13期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第13期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔 〕内に外数で記載しております。

6. 第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第13期及び第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 当社は、平成27年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

当社は、平成12年7月、インターネットの普及や高齢化社会の進展に伴い、リユース分野においてもリアル店舗（注）ではなくインターネットを利用した利便性の高いサービスの需要が増大することを予見し、当社の前身である株式会社リサイクルブックセンターを三重県四日市市に設立いたしました。その後、平成12年12月に商号を株式会社イーブックオフと変更し本店を名古屋市中村区に移転しております。

続いて、当社は書籍以外の商品も取扱うことで総合的なリユース事業へ拡大する方針のもと、平成17年10月に商号をネットオフ株式会社へ変更いたしました。その後、平成26年10月1日をもって従来の『ネットオフのリユース事業』に加え、『子会社リネットジャパン株式会社のリサイクル事業』を新たな軸として展開していくにあたり、第2の創業として更なる飛躍を期して、商号を「リネットジャパングループ株式会社」に変更いたしました。

当社設立以後の企業集団に係る経緯につきましては、次のとおりであります。

年月	概要
平成12年7月	三重県四日市市にインターネットによる書籍の宅配買取・販売を目的とする株式会社リサイクルブックセンターを設立
平成12年8月	オンライン書店『eBOOKOFF』サイトをトヨタ自動車株式会社が運営するGAZOOモール内に開設
平成12年12月	株式会社リサイクルブックセンターから株式会社イーブックオフに商号を変更 本社を名古屋市中村区に移転
平成13年2月	中古CD取扱い開始
平成13年8月	中古ゲームソフト取扱い開始
平成14年3月	ブックオフコーポレーション株式会社との標章利用のライセンス契約締結 （平成24年3月契約終了）
平成14年6月	中古DVD取扱い開始
平成14年12月	商品買取・配送センター機能を岡山市中区から大府商品センター（愛知県大府市）へ移転（現 第1商品センター）
平成17年6月	新刊書籍の販売を事業目的とした当社100%出資子会社の株式会社ブックチャンスを設立
平成17年7月	『eBOOKOFF』サイトをGAZOOモール内システムから自社システムに移管
平成17年10月	株式会社イーブックオフからネットオフ株式会社に商号を変更
平成18年9月	本社を愛知県大府市に移転 新刊本（書籍・コミック）の取扱い開始
平成20年11月	株式会社ブックチャンスをネットオフ・マーケティング株式会社に商号を変更 宅配オークション代行サービス「宅オク」を開始
平成21年9月	第2商品センター（愛知県大府市）を開設
平成21年11月	ブランド品、カメラ、楽器、スポーツ用品などの宅配買取サービスを開始
平成23年1月	フィギュア買取専門サイト「ネットオフ・フィギュア」を開始
平成23年10月	ネットオフ・マーケティング株式会社を吸収合併
平成23年12月	ソーシャルマーケティング、広告代理店業務を目的として、当社100%出資子会社のネットオフ・ソーシャル株式会社を設立
平成24年3月	萌え系グッズ宅配買取専門サイト「もえたく！」を開始
平成25年3月	小型家電リサイクル回収を目的として、リネットジャパン株式会社（現連結子会社）設立 ヤフー株式会社と買取事業に関する業務提携
平成26年1月	リネットジャパン株式会社が使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」）に基づく全国エリアを対象とする認定事業者（第24号）を取得
平成26年7月	リネットジャパン株式会社が小型家電リサイクル法に基づくPCなどの小型家電の宅配回収を愛知県にて開始
平成26年9月	リネットジャパン株式会社を株式交換により完全子会社化
平成26年10月	ネットオフ株式会社からリネットジャパングループ株式会社に商号を変更 政令市初「リネットジャパン」が、京都市と協定を締結
平成28年2月	全国初「リネットジャパン」が、東京都と協定を締結、事業所からの使用済小型家電の宅配便回収を開始
平成28年4月	リネットジャパングループ初のスマホアプリ「全国ごみの日ナビ」をリリース
平成28年5月	「全国ごみの日ナビ」が愛知県小牧市で自治体公式アプリとして採用決定

年月	概要
平成28年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

[注書き説明]

（注） 店頭にて商品の仕入・販売を行う従来型の路面店舗

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（リネットジャパン株式会社、ネットオフ・ソーシャル株式会社）の計3社で構成されており、企業理念に『宅配リサイクルで世界を変える会社』を掲げ、インターネットに特化し、NETOFFブランドで展開するネットリユース事業と、宅配便による使用済小型家電の回収で国の許可を取得し参入したReNetブランドで展開するネットリサイクル事業を行っております。当社社名のリネットジャパングループ（ReNet.jp Group）は「InterNet」×「Re-use」×「Re-cycle」を意味し、成長市場であるインターネット市場及びリユース市場にリサイクルという差別化要素を付け加えた、Re2（Reの二乗）を成長戦略としています。Re2の具体的な効果として、ネットリサイクル事業における全国自治体提携数の拡大により自治体住民と接点を持ち、両事業の会員数及び収益機会の拡大を図ることができると考えております。当社グループの事業内容は次のとおりであります。

(1) ネットリユース事業

当事業は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。リユースビジネスにおいて最も重要な買取については、「重い中古書籍を店頭を持ち込むのは大変」「査定で長く待たされるのは苦痛」といったリアル店舗客の声に応える形で、宅配買取の提供を行っています。また、取扱商品は、中古本、CD、DVD、ゲームソフトを中心に、ブランド品、金・プラチナ、ジュエリー、携帯電話、楽器、ゴルフクラブやフィギュアなど、多様な商品を幅広く取り扱うことで、宅配買取のワンストップサービスを提供しています。

当該事業においては、買取申込から集荷、査定、入金までインターネットを介して自宅に居ながら楽に売ることができる「宅配買取サービス」と、買取した商品を検品、在庫化し、同じくインターネットを通じて購入者へ届ける「ネット販売サービス」を提供しています。現在、販売に特化した第1商品センター（延床2,200坪）と、買取に特化した第2商品センター（延床1,800坪）の2拠点でオペレーションを行っています。

取扱商品

当事業の取扱商品は、中古本、CD、DVD、ゲームソフト等の「本&DVD買取コース」と、ブランド品、金・プラチナ、ジュエリー、携帯電話、楽器、ゴルフクラブやフィギュア等の「ブランド&総合買取コース」の2つのコースにサイトを区分して取り扱っており、両コース合わせて常時100万点以上の多様な商品を総合的に取り揃えています。また、成長分野のフィギュアにおいては萌え系グッズ（注1）の専門サイト「もえたく！」を設け、買取を行っております。

トヨタ生産方式を導入したローコスト運営の自社商品センター

単価の安い、大量の中古書籍メディア商品（本、CD、DVD、ゲームソフト等）のオペレーションを、「トヨタ生産方式（注2）」を導入した自社商品センターにてローコストで運営しています。当社は、一筆書きの最短ルートでピッキング作業を行える「ムダの削減」、整流化で作業工程間の滞留を減らす「ジャストインタイム」、見える化で工程作業者が問題を発見できるようにする「自動化」など様々な工夫を行っています。このトヨタ生産方式による効率的なオペレーションおよび商品・価格データベースの構築により、平成28年9月期において、年間総買取点数1,416万点以上（1円以上の有価買取のみ対象）、主力の書籍メディアについては年間25.3回転の在庫回転率実績（売上高÷期中平均の在庫金額）を上げています。

リネットジャパングループ会員数

当社会員数は242万人（平成28年9月末現在）を超えて堅調に推移しています。

	平成23年 9月末	平成24年 9月末	平成25年 9月末	平成26年 9月末	平成27年 9月末	平成28年 9月末
会員数（万人）	174.9	187.6	194.5	207.4	225.3	242.0

商品・価格データベース構築およびシステム査定

中古本、CD、DVD、ゲームソフトを中心に、人気度と当社在庫状況を加味した独自の商品価格データベースを構築し、システムを利用した効率的な査定を行っています。特に書籍・コミックについては、外観判断のみの査定でなく、商品価値を反映した買取価格を商品タイトル別に適用し、人気タイトルにおける高価買取を実現しています。

買取点数推移

当事業の買取点数は以下の通りです。なお、平成24年3月の「イーブックオフ」商標利用ライセンス契約終了に伴い、現在「ネットオフ」ブランドへ完全移行しております。

	平成23年 9月期	平成24年 9月期	平成25年 9月期	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成28年 9月期
本&DVD買取コース (千点)	15,592	15,683	11,874	12,944	13,544	14,048
ブランド&総合買取コース (千点)	47	99	89	99	106	120
ネットリユース事業合計 (千点)	15,639	15,782	11,963	13,042	13,650	14,168

その他サービスの特徴

その他のサービスとして、宅配集荷とヤフーオークションへの出品代行を組み合わせた宅配オークション代行サービス「宅オク」の他に、宅配買取の際に少額のエコ募金を募るサービス「スマイル・エコ・プログラム」（注3）など、社会貢献活動を積極的に行っています。また、当社連結子会社のネットオフ・ソーシャル株式会社には、一部の広告配信業務を委託しています。

(2) ネットリサイクル事業

当社連結子会社のリネットジャパン株式会社が、平成26年1月23日に全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、同年7月からユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済のパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。宅配回収については、小型家電回収の収集運搬を担当する佐川急便株式会社と使用済小型電子機器収集運搬委託契約書を締結し、平成27年3月より全国エリア（沖縄県、離島を除く）での回収を実施しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに配慮するため、回収時のデータ消去サービス（注4）を有償で行っています。この事業の特徴は、全国の自治体と提携し、本サービスを行政サービスの一環として広報誌やごみ分別表等を通じて宅配回収の告知・普及を進めていることです。提携自治体では自治体が提供する回収ボックスに加え、宅配回収の利用を推奨しています。平成29年6月末現在、当社を推奨事業会社として協定書を締結または提携関係にある市区町村団体の数は106市区町村、世帯数で1,527万世帯（人口換算数で3,315万人）（注5）です。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っています。

回収品目

当事業で回収できる品目は、パソコン本体、パソコン周辺機器、携帯電話・通信機器、カメラ、ゲーム機、電子楽器、音響機器、映像機器、カーナビ・カーオーディオ、キッチン家電、生活家電等400品目以上となります。大半は資源売却で処理されますが、パソコンについては有償でのデータ消去サービスや一部リユース販売を行っています。

商品センター不要のインターネット・リサイクルプラットフォーム

ネットリサイクル事業は、ユーザーや回収委託先の宅配会社、処理委託先の中間処理会社をインターネットで繋ぐ、プラットフォーム型のビジネスモデルであり、ユーザーから回収を依頼された使用済小型家電は、当社のバックヤードを介せず宅配会社によって中間処理を委託する各地域の認定中間処理会社へ直送されることとなります。当社グループは、収集運搬を担当する佐川急便株式会社と複数の中間処理会社を統制しながら回収を行っており、商品センター運営や在庫などのコスト負担が軽減できています。尚、中間処理会社へ搬入された回収物の中から再生可能で付加価値の高い物品を選別し、ユーザー同意の下、再生商品として当社のネットリユース事業で販売をしています。

国の許認可を得ていること

ネットリサイクル事業の対面市場は、廃棄物処理法によって規制されている市場ですが、平成25年4月に環境省・経済産業省共管にて小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行され、当社グループは平成26年1月に全国エリアを対象として初、また、宅配便での回収スキームとしても初の許認可を取得し、認定事業者として同年7月より本事業を立ち上げています。

自治体との連携

当社グループが協定または提携関係にある市区町村は平成29年6月末現在で106あり、これら提携自治体の合計世帯数は26.8%（日本の総人口の25.9%）（注5）となっています。当社グループが最も重要視しているのは、人口が多く他の自治体への影響力が大きい政令市並びに人口の集中が進んでいる3大都市圏の市区町村との提携関係です。現在、全国政令都市20市のうち13市（さいたま市、横浜市、京都市、札幌市、新潟市、神戸市、静岡市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、福岡市）、3大都市圏においては78市区町村（愛知県（豊田市、一宮市、豊橋市、小牧市、刈谷市、稲沢市、半田市、東海市、大府市、知多市、豊明市、岩倉市、知多郡東浦町、知多郡阿久比町）、三重県（桑名市）、京都府（京都市、亀岡市、長岡京市、向日市、乙訓郡大山崎町）、大阪府（東大阪市、河内長野市、泉佐野市、泉大津市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町）、

兵庫県（神戸市、西宮市、尼崎市、加古川市、川西市、南あわじ市、洲本市、淡路市）、奈良県（生駒市）、滋賀県（大津市）、東京都（世田谷区、足立区、八王子市、町田市、府中市、文京区、小平市、三鷹市、立川市、多摩市、青梅市、国分寺市、昭島市、稲城市、東大和市、国立市、武蔵村山市）、埼玉県（さいたま市、川口市、熊谷市、狭山市、深谷市、戸田市、本庄市）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、横須賀市、茅ヶ崎市、南足柄市）、千葉県（千葉市、船橋市、松戸市、茂原市、香取市、いすみ市、山武郡横芝光町）、茨城県（土浦市）、栃木県（那須塩原市）と提携関係を結んでおり、これを世帯数で換算すると1,527万世帯（人口数で換算すると3,315万人）（注5）にあたります。

自治体内 人口数（万人）	平成26年 9月期	平成27年9月期				平成28年9月期				平成29年9月期			
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	
提携自治体数 （市区町村）	4	9	20	33	44	53	63	85	89	92	95	106	
自治体内 世帯数（万世帯）	95	292	583	825	1,020	1,111	1,254	1,403	1,416	1,451	1,466	1,527	
自治体内 人口数（万人）	204	640	1,268	1,783	2,213	2,400	2,710	3,033	3,064	3,141	3,176	3,315	

リネット利用者数

当社のリサイクル回収サービスを利用するにはリネットジャパングループ会員となる必要があります。市区町村との連携拡大に伴い、ネットリサイクル事業における累計利用者数は91,081人（平成28年9月末現在）と順調に推移しており、グループ全体の会員数底上げに繋がっております。なお、サービス開始から直近四半期毎の累計利用者数は、以下の通りです。

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
累計利用者数（人）	378	26,579	91,081

佐川急便株式会社との提携

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン株式会社は、収集運搬を担当する佐川急便株式会社と「使用済小型電子機器収集運搬委託契約書」を締結し、全国エリアでの事業展開が行われています。

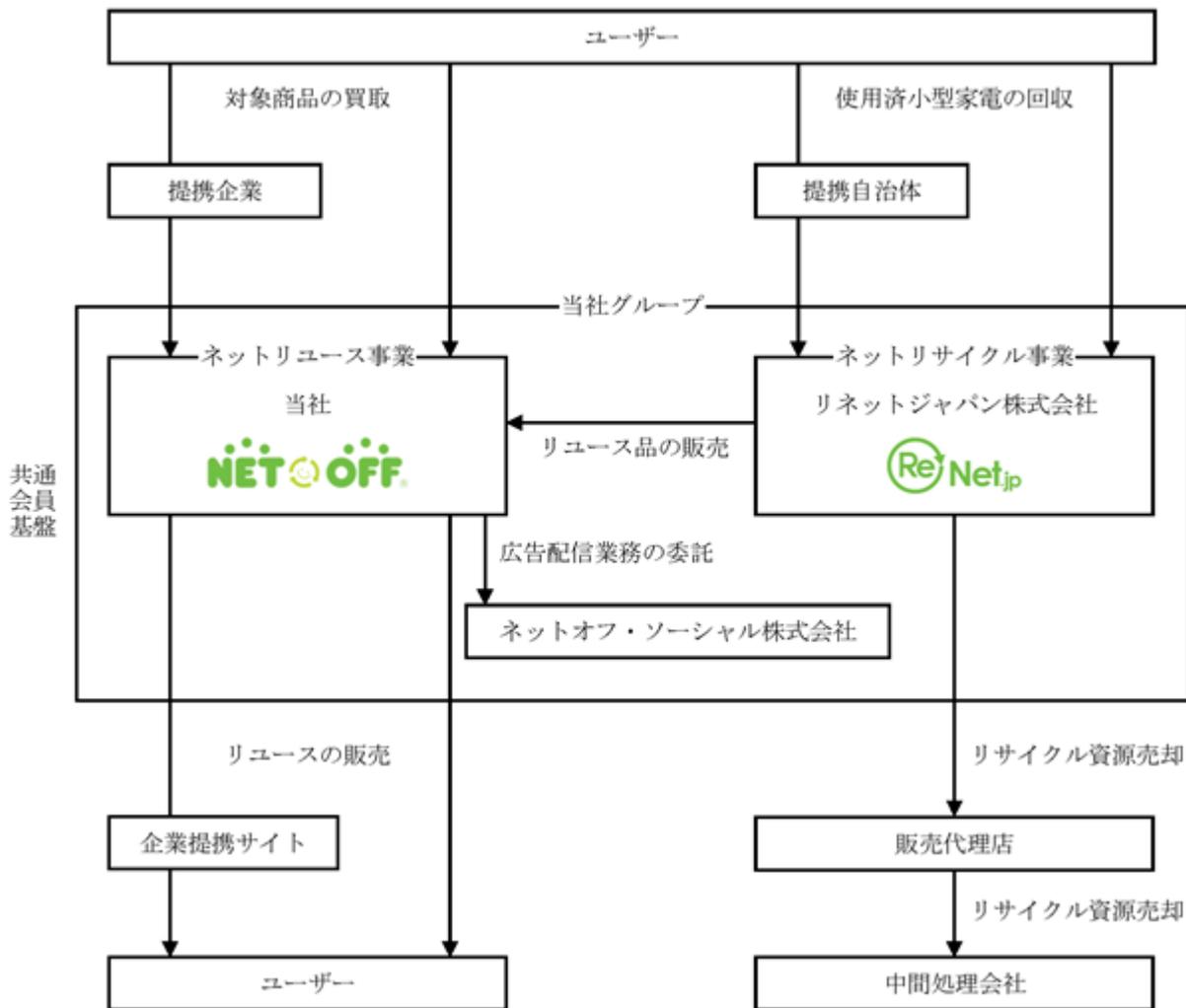
豊通マテリアル株式会社との提携

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン株式会社は、豊通マテリアル株式会社と「販売代理店契約」を締結し、豊通マテリアル株式会社は小型家電リサイクル法の認定事業計画に沿って小型家電等を中間処理会社へ販売を行っています。

3つの方法による複合型収益モデル

回収された小型家電は、レアメタル資源として中間処理会社へ売却することで資源売却収入を獲得するとともに、一部リユース再販を行うことで商品販売収入を確保します。また、ユーザーからは課金収入として宅配回収料金に加え、各種サービス収入（パソコンデータ消去、ダンボール事前送付、代引き払い、データ引越サービス等）（注6）をオプション課金として徴収し対価を得るなど、3つの方法により収益を積み上げる複合型収益モデルを構築しています。

グループ全体の事業系統図は以下の通りです。



[注書き説明]

- (注1) アニメ・漫画・ゲームソフト等の媒体における登場人物などに関連する商品。
- (注2) トヨタ自動車株式会社が生み出した工場における効率的な生産活動の運用方式の一つ。
- (注3) 平成19年より開始し、平成28年9月期は宅配買取利用者の3.6%が利用。寄付累計額は6,599円（平成29年6月現在）となっています。
- (注4) パソコンのデータ消去作業代行及び消去証明書発行を行うサービス。
- (注5) 総務省統計局「平成29年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」を使って集計換算した数値です。
- (注6) パソコンデータ消去：注4の通り。
ダンボール事前送付：回収専用ダンボールの事前送付サービス。
代引き払い：回収ドライバーへの現金払い決済サービス。
データ引越サービス：回収したパソコン内のデータをUSBメモリ等へ移行し、返却するサービス。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%)	関係内容
(連結子会社) リネットジャパン株式会社(注)2	愛知県大府市	60,000	使用済小型電子機器 など再資源化製品の リサイクル業務	100.0	当社への業務委託 役員の兼任 3名
ネットオフ・ソーシャル 株式会社	愛知県大府市	1,000	ソーシャルマーケ ティング及び広告代 理店業務	100.0	当社の広告配信業務 役員の兼任 1名

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当していません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ネットリユース事業	67 (115)
ネットリサイクル事業	6 (0)
合計	73 (115)

(注)1. 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成29年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73(115)	38.6	5.8	4,472

セグメントの名称	従業員数(名)
ネットリユース事業	67 (115)
ネットリサイクル事業	6 (0)
合計	73 (115)

(注)1. 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係については円満な関係にあり特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による機動的な財政政策や民間投資を喚起する成長戦略の推進、日銀による大胆な金融政策により、株式市場及び為替相場の不安定な変動や原油価格の低下等が見受けられたものの、雇用・所得環境は改善し、緩やかな回復基調は続いております。一方で、中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、民間設備投資も鈍化し、個人消費の面においても、消費者心理の悪化、生活必需品を含めた物価上昇などの影響により、小売業界においては、先行きが不透明な状況のまま推移しました。

このような環境の中、当社グループは『宅配リサイクルで世界を変える』を企業理念に掲げ、「NETOFF」ブランドのネットリユース事業と「ReNet」ブランドであるネットリサイクル事業を展開しており、各事業共に様々な施策の下、事業拡大に注力しております。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高37億29百万円（前連結会計年度比15.6%増）、営業利益1億50百万円（前連結会計年度比31.9%増）、経常利益1億71百万円（前連結会計年度比60.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億49百万円（前連結会計年度比55.8%増）の増収増益となっており、事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。

ネットリユース事業

当セグメントの事業内容は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・ジュエリー・携帯電話・スポーツ用品・楽器・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やアマゾンなど提携会社の運営サイトを通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。

当セグメントに関わる直近の外部環境としまして、リユース業界においては、市場全体が順調に拡大していることに加えて、その中でもメディア・ホビー商材の市場規模は最大のカテゴリーで底堅い需要が期待でき、かつ、従来のリアル店舗を通じての買取・購入形態からインターネットやスマートフォンの浸透に伴う買取・購入形態のEコマース化への移行が今後も加速していく見通しにあります。

このような環境の下、インセンティブの強化や既存客のニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上、ヤフーショッピングと楽天市場など販売チャネルの多様化の更なる推進により、新たな顧客獲得に繋げて参りました。また、買取繁忙期における広告宣伝費を中心とする商材獲得コストの適正投入、粗利率など価格管理面の安定維持、セット品やホビー品など高収益商材の取扱い強化、優秀なパートタイマーの社員登用など商品センターの人員体制強化と作業効率向上などの施策を実行した結果、当セグメントの売上高は、35億4百万円（前連結会計年度比10.1%増）となり、営業利益は2億23百万円（前連結会計年度比14.5%増）となりました。

ネットリサイクル事業

当セグメントの事業内容は、小型家電リサイクル法における事業許認可を取得した上で、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を有償で宅配回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービスなどオプションサービスも有償で提供しており、回収した使用済小型電子機器等は、リユース販売もしくはこれらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却する、インターネットプラットフォーム型のサービスを提供するものであります。

当セグメントに関わる直近の外部環境としまして、リサイクル業界においては、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）」が施行されて以降、廃棄物処理に関する規制が緩和され、民間企業の一般廃棄物処理事業への参入が拡大しており、今後は、使用済小型電子機器等の無許可回収業者の排除が進み、適法な回収ルートの利用が認知度の向上と共に促進されていくことで、レアメタル等の資源再利用への取り組みが更に強化されていく見通しにあります。

このような環境の下、未だ起ち上げて間もないサービスであることを踏まえて、新聞広告など積極的な広告施策の実行するとともに、各自治体との広報に関する協定締結による連携を着実に拡大することで、行政サービスの一環としての使用済小型電子機器等の宅配回収の告知及び普及を進めて、市民のサービス認知度を向上させることを図り、その結果、当セグメントの売上高は、2億25百万円（前連結会計年度比5.21倍）となり、営業損失は72百万円（前連結会計年度は営業損失80百万円）となりました。

当第3四半期連結累計期間（自平成28年10月1日 至平成29年6月30日）

当社グループは『宅配リサイクルで世界を変える』を企業理念に掲げ、実店舗を有しない「ネットリユース事業」と、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクル（小型家電リサイクル）の「ネットリサイクル事業」を複合的に展開し、各事業ともに様々な施策の下、事業拡大を図っております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高2,696,951千円（前年同四半期4.6%減）、営業利益30,537千円（前年同四半期66.5%減）、経常利益34,589千円（前年同四半期68.2%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益33,321千円（前年同四半期65.2%減）となりました。なお当社は、2016年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場への新規上場を行いました。関連する費用については当第1四半期を中心に計上しております。事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。

ネットリユース事業

当セグメントの事業内容は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・ジュエリー・携帯電話・スポーツ用品・楽器・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やアマゾンなど提携会社の運営サイトを通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。

当セグメントに関わる直近の外部環境としまして、リユース業界においては、消費者向けの市場規模は引き続き拡大を続けており、従来のリアル店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入への移行が急激に加速しております。また、その中でもメディア・ホビー商材の市場規模は最大のカテゴリー（注）であり、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

このような環境の下、スマートフォンサイトのデザインリニューアルなど顧客のニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上や、自社サイトを中心とした販売チャネルの多様化（アマゾン、ヤフーショッピングや楽天市場等）を図ることで、新たな顧客獲得に繋げて参りました。しかしながら、当第3四半期においては、インターネットを通じた宅配買取における競争環境の変化を受け、広告宣伝費を積極的に投下したことによる固定費の増加、加えて買取価格コントロールの読み違いによる粗利率の低下を招いた結果、当セグメントの売上高は2,592,388千円（前年同四半期1.8%減）、営業利益は37,905千円（前年同四半期76.1%減）となりました。

ネットリサイクル事業

当セグメントの事業は、小型家電リサイクル法における宅配便を活用した回収として唯一事業許認可を取得し、また、全国106の自治体（平成29年6月30日現在）と提携の上、行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルとなっています。ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を有償で宅配回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービスなどのオプションサービスも有償で提供しており、回収した使用済小型電子機器等は、リユース販売もしくはこれらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却いたします。商品センターや在庫を有さず、モノのオペレーションに直接携わらないインターネットプラットフォーム型のビジネスモデルで、資源の売却益だけでなく、ユーザーからのサービス収入で稼ぐ高収益モデルとなっております。

当セグメントに関わる直近の外部環境としては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における入賞メダルを小型家電リサイクル由来の金・銀・銅で製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が2017年4月1日より同競技大会組織委員会にて推進されており、今後、小型家電リサイクルの認知度向上やリサイクル機運の醸成が図られる見通しにあります。当社は、一般財団法人日本環境衛生センターの下、小型家電認定事業者の1社として同プロジェクトに参画しております。

2013年4月に小型家電リサイクル法が施行されて以来、約4年が経過し、自治体や認定事業者を中心とした回収及び適正処理の体制整備が進んできた一方、この新しい制度や「都市鉱山」としての小型家電リサイクルの意義が国民に浸透していない課題がありました。今回、オリンピックメダルプロジェクトが正式に始動することとなり、国民への制度の周知が進む新しいフェーズに入ることが期待されます。そのような中、当社は2020年に向け、提携自治体の拡大を推進するとともに、オリンピック及び都市鉱山リサイクルの機運醸成活動のサポートを通じ回収率の向上を図って参ります。

ネットリサイクル事業の戦略は、自治体経由の集客を基本としていますが、自治体の体制が整備されていなかった前期までは、一時的に自社による広告出稿により集客を行ってまいりました。オリンピックメダルプロジェクトがスタートしたことを受け、今後は広告出稿を抑制し、自治体経由の集客にフォーカスしていく方針です。当第3四半期は、集客方法の転換期と位置付け、事業体質の強化と利益重視の戦略を取っております。

その結果、当セグメントの売上高は104,562千円（前年同四半期187,935千円）、営業損失は7,368千円（前年同四半期営業損失67,432千円）と、営業利益で60,064千円の改善となりました。

(注) 株式会社リフォーム産業新聞社のリサイクル通信「中古市場データブック2016」によると、当社がサブセグメントとして定義している書籍とソフト・メディア類を合わせた「書籍メディア」に、玩具・模型の「ホビー・フィギュア」を合算した市場規模は2,531億円となり、最大のカテゴリーとなっています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、4億21百万円(前連結会計年度末4億47百万円)となり、25百万円の減少となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は78百万円(前連結会計年度は1億10百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1億71百万円及び減価償却費49百万円が売上債権の増加額72百万円を超過したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は73百万円(前連結会計年度は2億10百万円の獲得)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出16百万円及び無形固定資産の取得による支出49百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は30百万円(前連結会計年度は1百万円の獲得)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出2億2百万円及び社債の償還による支出12百万円が短期借入金による収入50百万円及び長期借入による収入1億40百万円を超過したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
ネットリユース事業	947,256	15.6
ネットリサイクル事業	86,014	204.8
合計	1,033,271	21.9

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
		販売高(千円)	前年同期比(%)
ネットリユース事業 (注2)	書籍メディア	2,819,052	7.8
	総合リユース	447,585	17.3
	ホビー・フィギュア	237,374	26.8
	合計	3,504,012	10.1
ネットリサイクル事業	サービス収入(注3)	154,245	404.0
	売却収入(注4)	71,072	463.1
	合計	225,318	421.2
総合計		3,729,330	15.6

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. ネットリユース事業における書籍メディアは、本、CD、DVD、ゲームの販売に係るものであり、総合リユースは、ブランド品や貴金属、デジタル家電等の販売及び出品代行サービスに係るもの、ホビー・フィギュアは、萌え系グッズやフィギュア等の販売に係るものであります。

3. サービス利用者に対する宅配回収料金、パソコンデータ消去、段ボール事前送付、代引き払いサービス等のオプション料金の合計であります。

4. 回収した小型家電をレアメタル資源として中間処理会社へ売却した代金(資源売却益)及びパソコン等のリユース販売の合計であります。

5. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額(千円)	比率(%)	金額(千円)	比率(%)
アマゾンジャパン合同会社	1,776,055	55.0	1,787,632	47.9

6. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題として、以下を取り組んで参ります。

(1) ネットリユース事業の更なる収益構造の改革

当事業における自社サイトの機能改善により、集客力を高め、販売及び買取の拡大を図るとともに、外部依存コストの削減を行ってまいります。一方、商品センターのオペレーションについては、生産性の向上や配送手段の見直しによりコストの圧縮を進めてまいります。また、全社的な固定費の見直しについては、管理部門を中心に適宜実施し、これらを総じて、収益体質の強化を目指してまいります。

(2) 商材買取基盤の強化

当社のネットリユース事業において、商材調達安定化は恒久的な課題であると認識しております。また、同業他社との中古商品買取に係る競争は年々厳しさを増してきております。このような中で、既存顧客のリピート増加に向けた施策は勿論のこと、新規顧客の獲得についても、従来の買取広告内容の見直しや、大手提携先との業務提携による買取流入強化などを行い、商材調達の手段やルートを更に増やしていくことで、より強固な買取基盤を構築し、今後の収益安定化につなげてまいります。

(3) ネットリサイクル事業における収益力の強化

携帯電話やデジタルカメラなど小型電子機器に素材として含まれる有用金属（レアメタル）は、その殆どが埋立て処分されているのが現状であります。今後この廃棄物の適正な処理及び資源の有効活用を図り、使用済小型電子機器の再資源化を促進すべく、平成25年4月より小型家電リサイクル法が施行されています。

この流れを捉え、当社グループは、「循環型社会の構築に貢献する」という企業ビジョンに基づき、使用済小型電子機器リサイクル対象品の回収に、これまで当社が培ってきた「宅配事業者による回収モデル」を消費者サービスとして提供しております。今後、オプションサービスなどの収益機会を拡大し、インターネットプラットフォーム型のビジネスモデルとして確立させることで、当社の企業ブランド力向上と収益力を更に高めてまいります。

(4) より安全なサービスの提供

平成24年10月に当社データサーバーへの不正アクセス事案が発生しましたが、第三者外部専門機関による調査の結果、情報漏えいがないことが判明し、当社システムの一定の安全性が確認されました。しかしながら、この件を契機として、定期的に第三者外部専門会社のアドバイスを受けながら、カード情報の不所持の徹底、外部からの攻撃に対するデータサーバーの防御機能の強化、プライバシーマークに準拠したセキュリティ管理体制の強化等の対策を継続的に実施しております。今後も引き続き不正アクセス防止と一層の情報セキュリティ強化に取り組み、安全なサービス提供に注力してまいりたいと考えております。

(5) 代表者への依存

当社の代表取締役社長黒田武志は、当社の創業者であり当社の経営及び事業戦略の策定や決定において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会及びその他の会議体において取締役及び執行役員間の情報の共有を図り組織運営の強化と、同氏に過度に依存しない経営基盤の構築に努めてまいります。

(6) 人材の確保及び育成

当社グループは、平成29年6月30日現在、社員数が73名となっており比較的小規模な組織となっております。事業上、古物商許可に則り買取・販売を行う特殊な業態であり、この業態の技術と知識の習得は一定期間の時間を要します。特に、ブランド品やフィギュア等のホビー品の買取には、その真贋や適正な価格の提示のため専門知識を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題であると認識しております。

また、インターネットを通じた買取・販売サービスを提供しており、これらのマーケティング戦略についても同様に、高度な技術と知識を要することから、相応の専門性を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題となると認識しております。よって、事業の安定化と更なる成長のために、優秀な人材の確保と、社員の継続的な教育・育成に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものでありますが、以下の記載は当社の事業等及び当社株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 中古商品の仕入について

中古商品の安定的な買取確保

ネットリユース事業における中古商品の買取は、当事業の収益を大きく左右する要素であります。中古品は新品と異なり仕入量の調整が難しいという特性を有しております。環境問題意識の高まりを背景にリユース業界全体が注目される中、当社においても、買取リピート客の増加施策や、大手提携先との買取業務提携など、商品調達ルートが多様化を図ることで、より強固な買取基盤の構築を図っております。しかしながら、近年はCD・DVD・ゲームソフト等のメディア・ソフトについては、ネット配信市場の規模拡大による一次流通市場の縮小が懸念されており、同業他社との買取における競合についても年々厳しさを増してきております。これらの状況が発生した場合、将来にわたって質・量ともに安定的な中古商品を確保できるとは限らず、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

不正な中古商品の買取リスク

当社では、ブランド品や貴金属等の高額商品も取り扱っておりますが、古物営業法において、買取中古商品に盗品が含まれていた場合には、一年以内であれば被害者にこれを無償で返還することとされております。当社では、法令遵守の観点から、被害者への無償返還が適切に行える体制を整えておりますが、その場合には、買取額相当の損失が発生する可能性があります。

また、近年の中古商品の流通量増加に伴い、ブランド品のコピー商品の流通が社会的にも大きな問題としてクローズアップされております。当社では、豊富な専門知識と経験を持つ社員から他のパイヤーへ真贋チェックに関する指導を行いながら、その能力を養い育成することで、コピー商品など不正な商品の買取防止に努めております。しかしながら、中古のブランド商品を取り扱う当社においては、常にこのトラブルが発生するリスクを含

んでおり、コピー商品の取り扱いが判明した場合には、当社の取扱商品全体に対する信頼性が低下し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の取引先への依存について

当社は、第17期連結会計年度において、Amazon Services International, Inc.のアマゾンマーケットプレイスを通じた売上高はそれぞれ1,787,632千円（全社売上高の47.9%）となっております。同社との契約内容が当社にとって不利な内容への変更や契約の解除等が行われた場合、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 集荷ならびに配送について

当社は、集荷ならびに配送に係る業務を配送業者に依存しており、特に、ネットリサイクル事業においては、佐川急便株式会社との業務提携継続が前提となっております。したがって、配送業者において、台風、地震等の自然災害や、その他の理由による配送の中断、停止があった場合、または配送業者との契約が当社にとって不利な内容へ変更され当社が代替策を講じることが出来なかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムのトラブルについて

当社グループの事業は、社内ITシステムとインターネットによる通信システムへの依存度が高いため、保守運用作業と様々なセキュリティ対応策を恒常的に実施しております。しかしながら、自然災害等により通信システムのトラブルが発生した場合、当社のコンピューターシステムに予期せぬ障害が生じ、長時間システムの復旧が行われない場合、または、当社のサイトへの不正なアクセスが行われ、重要なデータの破損等が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害の発生について

当社は、本社・物流センター等主要な事業拠点を愛知県大府市に構えておりますが、当該地域で暴風雨・落雷・洪水等の自然災害が発生した場合、当社の物流拠点、商品在庫及び什器備品等に対する物的損害が想定されます。当社ではそのための備えとして、損害保険契約の締結により相当の損失補償を確保しておりますが、地震等大規模な災害により、想定以上に長期間にわたって事業運営ができない事態に陥った場合、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ネットリサイクル事業の立ち上げについて

当社は、ネットリサイクル事業立ち上げに際し十分検証・検討を行いながら推進をしております。今後も引き続き連携する自治体数を増加させ、サービス普及に努めてまいり所存ですが、現時点では事業立ち上げ初期段階のため、広告宣伝費を積極的に投下する方針をとっております。これらは徐々に緩和され軽減しているものの、先行投資が当初想定を上回る場合には、追加的な支出が発生し、セグメント損失が拡大する可能性があります。また、ネットリサイクル事業の立ち上がりが想定を下回った場合には、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 古物営業法について

当社の中古品の買取及び販売事業は古物営業法の規制を受けており、監督官庁は営業所の所在する都道府県公安委員会となります。同法及び関連法令による規制の要旨は次の通りです。

- ・古物の売買または交換を行う営業を開始する場合は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。（同法第3条）
- ・古物の買取を行う場合は、相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けなければならない。（同法第15条）
- ・古物の買取を行った場合は、取引年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢等を帳簿等へ記載しなければならない。（同法第16条）

古物営業の許可には、古物営業法により定められている有効期間はありません。現在までに、許可の取消し事由（例えば、法人役員が罪種を問わず禁錮以上の刑に処せられた場合など）は発生しておりませんが、万一同法による規則に違反した場合は、営業の許可の取消しまたは営業停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が買取った商品が盗品または遺失物であった場合には、古物営業法に基づく規制により1年以内（民法の規定では2年以内）であれば被害者等へ無償で返還しなければなりません。その場合は当社に買取額相当の損失が発生することになり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 各都道府県の条例による規制について

各都道府県では、青少年保護育成条例を定め、有害図書類の青少年に対する販売や青少年からの古物の買い受け等を規制しております。当社は、条例を遵守し、青少年の健全な育成に寄与することに努めておりますが、青少年への有害図書類の販売等が判明した場合、信用の失墜等による売上の減少により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の管理について

当社グループは、当社サイトを通じて、顧客から住所・氏名・年齢・職業・性別などの個人情報を取得し、これらを帳票等に記載又は電磁的方法により記録・管理を行っております。これらの個人情報を適正かつ安全に保護するため、当社においては、社内規程等のルール整備、社員教育指導の徹底、情報システムのセキュリティ強化などを行っており、個人情報保護のマネジメント機能を向上させることで、個人情報の漏洩防止に努めております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、個人情報が漏洩した場合は、社会的信用の失墜による売上減少や、損害賠償請求への対応を迫られ、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 認定取消のリスクについて

当社グループのネットリサイクル事業は、小型家電リサイクル法における認可を受けて行っておりますが、法律で定められた欠格要件へ該当した場合（例えば、委託会社も含めた役員・執行役が罰金刑等に処せられた場合など）には認定が取り消されます。その場合には業務の継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法律の改正及び新たなリサイクルに関する法律の制定について

小型家電リサイクル法は新しい法律であり、情勢の変化等により改正され、または新たなリサイクルに関する法律が制定される可能性があります。これらの改正や新規立法の内容が、当社子会社であるリネットジャパン株式会社の営業に不利な内容であった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定商取引に関する法律による規制について

当社は、インターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。そのため、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など管理体制の構築等により法令順守の体制を整備しております。しかしながら、法令の規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を順守できなかった場合、企業イメージの悪化などが想定され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 在庫の増加やロス率の上昇について

当社は、在庫管理を適切に行い、在庫の必要以上の増加やロス率の上昇等を抑える方針ではありますが、消費者マインドの急激な変化が起こった場合は、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 流行による陳腐化等における取扱商品価値の急激な変動について

当社は、流行による陳腐化や単独の商品種類の価値の変動等によって、取扱商品の価値が急激に変動したとしても、取扱商品は多岐にわたっており、これを他の商品で補充し、その影響を回避することは可能であると考えております。しかしながら、取扱商品の価値が当社の想定を超えるような急激な変動があった場合には、その影響を補いきれない可能性があり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 消費税率の引き上げによる短期的な消費マインドの冷え込みについて

当社は、インターネットを活用した通信販売を行っており、税制改正により消費税率が引き上げられた場合、個人消費への抑制心理が働き、短期的な消費マインドの冷え込みが起こった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長黒田武志は、当社の創業者であり当社の経営及び事業戦略の策定や決定において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会及びその他の会議体において取締役及び執行役員間の情報共有を図り、組織運営の強化と同氏に過度に依存しない経営基盤の構築に努めております。今後、相対的に同氏への過度な依存

は低下していくものと考えておりますが、その移行期間において何らかの理由に基づき業務執行が困難な状況になった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 有利子負債への依存について

当社は、資金の多くを主に金融機関からの借入れにより調達しており、総資産に対する有利子負債の比率が高い水準にありますが、金融機関と当社との関係は良好であり、安定的な資金調達ができております。一方で、金融情勢の変化等により市場金利が予想以上に上昇した場合には、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 繰越欠損金について

当社は、税務上の繰越欠損金が平成28年9月時点で188,265千円あり、法人税等の金額は控除可能な繰越欠損金の限度額を控除することにより計算しております。今後当社の業績の進捗により繰越欠損金が減少することにより、当社の当期純利益及び営業キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) ネットリユース事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
平成14年2月	アマゾンマーケットプレイス規約	リネットジャパングループ株式会社	Amazon Services International, Inc.	Amazon Services International, Inc. が運営するウェブサイト (www.amazon.co.jp) への出店。

(2) ネットリサイクル事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
平成26年4月	小型家電リサイクル業務に係る中間処理業務委託契約書	リネットジャパン株式会社	当社と同様に小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた中間処理会社	小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた小型家電等の再資源化のための小型家電等の収集、運搬及び処分事業の実施に係る計画の範囲内で行う中間処理業務の委託契約。
平成26年7月	使用済小型電子機器収集運搬委託契約書	リネットジャパン株式会社	佐川急便株式会社	使用済み小型電子機器等の収集・運搬に関する契約。 期間は3年間とし、特段の申入れが無い場合は自動的に同条件での更新。
平成26年7月	販売代理店契約	リネットジャパン株式会社	豊通マテリアル株式会社	小型家電リサイクル法の認定事業計画に沿って小型家電等を中間処理会社へ販売する契約。

6【研究開発活動】

平成28年7月20日、経済産業省所管の国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）が主導する「アジア 省エネルギー型資源循環制度導入実証事業」において、当社が提案する実証事業が採択されました。本事業の採択内容は以下の通りとなっています。

(1) 事業名称

I o T家電の安全回収を見据えたネット通販利用者向け廃家電回収システムの構築と実証

(2) 実施体制

リネットジャパン株式会社、東京大学、早稲田大学、楽天株式会社、佐川急便株式会社、トーエイ株式会社

(3) 実施期間

平成28年～平成31年の3年間

(4) 総額予算

20,483,000円（うちNEDO負担額：13,651,000円）

(5) 事業概要

昨今、インターネットの普及に伴い、家電においても通販小売業者からの購入が急速に増加していますが、これら新しい販路における廃家電の回収は、リアル店舗での回収と比較し、整備が遅れている状況にあります。一方、家電リサイクル法の下で回収される大型家電「TV・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等」と、小型家電リサイクル法の下で回収されるその他小型家電の回収は、消費者にとって申込が別個となり、リサイクル促進における妨げとなっています。これらの課題に対し、インターネットと宅配便・引越便等を組み合わせ、大型家電・小型家電が一体となった効率のかつ省エネルギー型の回収システムを構築することでその解決を試みるものであります。

また、家電のI o T化が加速すると言われる中、廃棄の際の情報セキュリティリスクの存在も指摘されており、リサイクルの観点のみならず、情報セキュリティへの対応についても今後求められることが予想されます。本事業を産官学協同で実証することにより、「I o T時代に対応したリサイクル&情報セキュリティの次世代型廃家電回収システム」の構築を目指しています。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループにおける財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、開示に影響を与える見積りに関して、過去の実績や当該取引の状況を照らし合わせ、経営者が合理的と判断した会計方針を選択適用し、その結果を資産・負債及び収益・費用の評価金額に反映しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。なお、経営者が選択適用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末（平成28年9月30日）

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は、1,212,244千円（前連結会計年度末1,107,070千円）となり、105,173千円の増加となりました。このうち、流動資産は935,573千円（前連結会計年度末873,826千円）となり、61,747千円増加しております。この主な要因は、書籍メディア事業の販売チャネルが増えたことにより売掛金が72,191円の増加したためであります。また、固定資産は274,607千円（前連結会計年度末230,155千円）で44,451千円の増加となっております。この主な要因は、サーバーの老朽化による新品サーバーへの入れ替え、商品センターに自動梱包機を導入したことによりリース資産が21,050千円の増加したこと、及びネットリサイクル事業のアプリ開発などによりソフトウェアが19,994千円増加したためであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は、754,713千円（前連結会計年度末798,810千円）となり、44,097円の減少となりました。このうち、流動負債は455,493千円（前連結会計年度末482,869千円）となり、27,375千円減少しております。この主な要因は、借入金の返済により1年内返済予定の長期借入金が39,981千円減少したためであります。また、固定負債は299,219千円（前連結会計年度末315,940千円）となり、16,721千円減少しております。この主な要因は、サーバーの老朽化による新品サーバーへの入れ替え商品センターに自動梱包機をリースで導入したことによる長期リース債務が18,490千円の増加したこと、社債が償還により12,500千円減少したこと及び長期借入金が返済により22,170千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は457,531千円（前連結会計年度末308,260千円）となり、149,270千円増加しております。この主な要因は、利益剰余金が前連結会計年度末より149,270千円増加したことによります。

当第3四半期連結会計期間末（平成29年6月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は1,090,079千円となり、前連結会計年度末に比べ154,506千円増加しました。これは主に、売掛金が46,203千円、商品が83,629千円増加したことによるものであります。固定資産は326,463千円となり、前連結会計年度末に比べ51,855千円増加いたしました。これは有形固定資産が7,598千円、無形固定資産が24,981千円、投資その他の資産が19,275千円それぞれ増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は375,903千円となり、前連結会計年度末に比べ79,590千円減少しました。これは主に、買掛金が7,585千円、未払金が6,317千円増加したものの、未払費用が23,029千円、未払法人税等が20,174千円減少したことによるものであります。固定負債は217,798千円となり、前連結会計年度末に比べ81,420千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が70,944千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は830,026千円となり、前連結会計年度末に比べ372,495千円増加しました。これは主に、増資により資本金及び資本剰余金が275,623千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（売上高）

当連結会計年度の売上高は、前年同期と比べ503,049千円増加し、3,729,330千円となりました。主にネットリユース事業において、顧客ニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上や、買取繁忙期における広告宣伝費を中心とする商材獲得コストの適正投入、粗利率など価格管理面の安定維持、セット品やホビー品など高収益商材の取扱い強化したこと、ネットリサイクル事業においても、各自治体との連携の拡大し小型電子機器等の宅配回収が増加したことが要因であります。

（売上総利益）

当連結会計年度の売上総利益は、前年同期と比べ324,683千円増加し、2,711,602千円となりました。これは主にネットリサイクル事業の販売増加により売上総利益が前年同期と比べて増加しておりますが、若干低い粗利率により売上総利益率が前年同期と比べ1.2ポイント減少となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前年同期と比べ288,226千円増加し、2,560,664千円となりました。これは主に売上高の増加に伴う支払手数料並びに荷造運搬費の増加及び、販売促進活動の強化に伴う広告宣伝費等の増加によります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、前年同期と比べ36,456千円増加し、150,937千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、前年同期と比べ20,786千円増加し、31,317千円となりました。これは主に、ネットリサイクル事業の東京都モデル事業の助成金収入が15,088千円増加したことによります。

当連結会計年度の営業外費用は、前年同期と比べ7,358千円減少し、10,495千円となりました。これは主に、支払利息等が減少したことによります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は、前年同期と比べ64,602千円増加し、171,759千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

経常利益から若干の特別損失を控除し、法人税等を22,467千円計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は149,270千円(前年同期比55.8%増)となりました。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と今後の方針

当社グループの経営陣は、現状の経済環境や事業環境などに関する情報を可能な限り収集し、それらの有益な情報に基づいて、当社グループの「循環型社会の構築に貢献する」という企業ビジョンを実現するために必要となる最善の経営方針を立案し、その施策を迅速に進める様、誠実な経営に努めております。

今後は、競合する同業他社との差別化を図りながら、当社グループがこれまで培ってきた強みである「宅配便による回収サービス」を顧客に広く提供していくことにより、新しくリユース&リサイクルのインターネットプラットフォーム企業へと進化し、当社の企業ブランドと収益力を更に高めていくことが今後の経営方針であり、その実現に向け、経営資源の更なる整備が必要と考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は88,485千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) ネットリユース事業

第17期連結会計年度の主な設備投資は、自動梱包機への投資額20,000千円、書籍メディア併売機能強化への投資額9,220千円、インフラ強化への投資額15,299千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) ネットリサイクル事業

第17期連結会計年度の主な設備投資は、リネット「全国ごみの日ナビ」アプリへの投資額13,028千円、半田港センター開設で10,632千円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

第18期第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は55,024千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) ネットリユース事業

第18期第3四半期累計期間の主な設備投資は、第1商品センター改修関連の投資額11,689千円、書籍メディア関連のソフトウェアへの投資額26,612千円、東京オフィス新設に伴う投資額6,951千円、第2商品センター改修関連の投資額6,080千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) ネットリサイクル事業

第18期第3四半期累計期間の主な設備投資は、小型家電回収サイトへの投資額733千円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物及び構築物	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
本社・ 第1商品センター (愛知県大府市)	ネットリユース事業	買取・販売設備	57,936	41,349	67,916	11,392	178,595	25〔65〕
第2商品センター (愛知県大府市)	ネットリユース事業	買取・販売設備	17,832	1,555	829	472	20,690	30〔47〕
本社 (愛知県大府市)	ネットリサイクル事業	販売設備	0	0	24,453	2,828	27,282	4〔0〕

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定等の合計であります。

4. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を外書きしております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社（愛知 県大府市）	ネットリ ユース事業	ポイントシ ステム	10,500	8,276	増資資金及 び自己資金	平成29年 1月	平成30年 3月	-
			販売システ ム等	27,500	21,984	増資資金及 び自己資金	平成28年 9月	平成30年 4月	-
			買取サービ ス機能強化	11,000	10,136	増資資金及 び自己資金	平成29年 3月	平成29年 8月	-
		全事業共通	物流基幹シ ステムリ ニューアル	63,000	-	増資資金	平成30年 7月	平成31年 9月	-
			自社サイト リニューア ル等	89,000	-	増資資金	平成31年 7月	平成32年 9月	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,048,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	9,048,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権 平成26年12月25日定時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	352(注)1	256(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000(注)1、5	128,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	320(注)2、5	320(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成28年12月26日 至平成34年1月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 320(注)5 資本組入額 160(注)5	発行価格 320(注)5 資本組入額 160(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、当社が株式を公開する日までは、権利を行使することができない。

当社の株式公開日以後1年を経過する日までは、権利を付与された株式数の3分の1について権利を行使することができる。

当社の株式公開日以後1年を経過する日の翌日から1年を経過する日までは、権利を付与された株式数の3分の2について権利を行使することができる。

当社の株式公開日以後2年を経過する日の翌日から平成34年1月15日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することができる。

5. 普通株式1株につき5株の割合で、平成29年3月1日を効力発生日として株式分割を実施しております。そのため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額につきましては、株式分割後の数値で算定しております。

第13回新株予約権 平成28年9月26日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	-	1,151(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	575,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	200(注)2、5
新株予約権の行使期間	-	自平成28年10月12日 至平成38年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 200(注)5 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額の110%(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)にて、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。

(a) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

(b) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することができる。

5. 普通株式 1 株につき 5 株の割合で、平成29年 3 月 1 日を効力発生日として株式分割を実施しております。そのため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額につきましては、株式分割後の数値で算定しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成26年 9 月30日 （注）1	4,430	14,839	-	400,000	6,263	6,263
平成27年 7 月10日 （注）2	1,300	16,139	35,750	435,750	35,750	42,013
平成27年 7 月15日 （注）3	1,597,761	1,613,900	-	435,750	-	42,013
平成27年 7 月16日 （注）2	30,000	1,643,900	8,250	444,000	8,250	50,263
平成28年12月19日 （注）4	91,000	1,734,900	76,603	520,603	76,603	126,867
平成29年 1 月20日 （注）5	37,500	1,772,400	31,567	552,171	31,567	158,434
平成29年 1 月21日～ 平成29年 2 月28日 （注）2	33,200	1,805,600	24,810	576,981	24,810	183,244
平成29年 3 月 1 日 （注）6	7,222,400	9,028,000	-	576,981	-	183,244
平成29年 3 月 1 日～ 平成29年 7 月31日 （注）2	20,000	9,048,000	3,200	580,181	3,200	186,444

(注) 1. リネットジャパン株式会社の子会社化に伴う株式交換により、当社株式を同社株主（当社を除く）に割り当てた株式が増加しております。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 株式分割（1：100）による増加であります。

4. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,830円

引受価額 1,683.60円

資本組入額 841.80円

払込金総額 153,207千円

5. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 1,683.60円

資本組入額 841.80円

割当先 株式会社SBI証券

6. 株式分割（1：5）によるものであります。

（5）【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	33	42	14	6	6,430	6,526	-
所有株式数 （単元）	-	1,535	4,629	12,734	2,358	87	69,120	90,463	1,700
所有株式数の割合（％）	-	1.70	5.12	14.07	2.60	0.10	76.41	100.00	-

（注） 最近日現在の「所有者別状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

(6)【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
黒田 武志	愛知県名古屋市千種区	3,174,500	35.08
株式会社TKコーポレーション	大阪府堺市南区三原台一丁目2-2	495,000	5.47
坂本 孝	山梨県甲府市	270,000	2.98
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目9-8	221,500	2.44
SBIベンチャー企業成長支援3号 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	205,715	2.27
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	153,500	1.69
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	150,000	1.65
SBIベンチャー企業成長支援4号 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	148,930	1.64
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	121,500	1.34
SBIアドバンス・テクノロジー 1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	114,285	1.26
計	-	5,054,930	55.86

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2 最近日現在の「大株主の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

3 平成29年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、黒田武志及びその共同保有者1社が平成29年6月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として最近日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
黒田 武志	愛知県名古屋市千種区	2,950,000	30.65
株式会社TKコーポレーション	大阪府堺市南区三原台一丁目2-2	495,000	5.47
計	-	3,445,000	35.80

4 平成29年6月27日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、SBIインベストメント株式会社及びその共同保有者1社が平成29年6月20日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として最近日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
SBIインベストメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6-1	650,000	7.18
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6-1	43,600	0.48
計	-	694,600	7.67

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,046,300	90,463	-
単元未満株式	1,700	-	-
発行済株式総数	9,048,000	-	-
総株主の議決権	-	90,463	-

（注） 最近日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しており、当該制度の内容は、次のとおりであります。

第12回新株予約権（平成26年12月25日定時株主総会決議及び平成27年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成27年1月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3 当社監査役3 当社従業員46
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 本書提出日現在におきましては、付与対象者の区分及び人数は退職等により、当社取締役3名、当社監査役3名、当社従業員45名となっております。

第13回新株予約権（平成28年9月26日取締役会決議）

決議年月日	平成28年9月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	39,000	65,660
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他（-）	-	-	-	-
保有自己株式数	39,000	-	-	-

3【配当政策】

配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本としております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

しかしながら当社は今後の事業展開及び財務基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、設立以来配当を行っておらず、第17期事業年度の剰余金の配当につきましても無配としております。今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を勘案し決定する予定であります。現時点では未定であります。内部留保につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期
決算年月	平成29年9月
最高(円)	7,350 1,396
最低(円)	2,705 851

(注) 1. 平成28年12月20日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成29年3月1日、1株 5株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	7,100 1,390	1,396	1,230	1,274	1,146	937
最低(円)	5,020 1,120	1,017	880	882	911	851

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成29年3月1日、1株 5株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

男性7名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	黒田 武志	昭和40年11月5日	平成元年4月 平成10年4月 平成12年7月 平成20年7月 平成23年12月 平成25年3月	トヨタ自動車株式会社入社 株式会社ブックオフウェーブ 代表取締役社長 当社設立 代表取締役社長（現任） 株式会社ブックチャンス設立 代表取締役社長 株式会社ネットオフ・ソーシャル設立 代表取締役社長（現任） リネットジャパン株式会社設立 代表取締役社長（現任）	(注)3	2,374,500
取締役	業務担当	佐藤 亮	昭和40年9月19日	昭和61年4月 昭和62年4月 平成22年8月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年12月	三和防災株式会社入社 ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社入社 マーケティング マーチャンダイジング エグゼクティブ グルーボン・ジャパン株式会社入社 営業本部グループ統括マネージャー 当社入社 執行役員 マーケティング企画部管掌 当社 事業統括 常務執行役員 当社 取締役（現任）	(注)3	15,000
取締役	管理担当	山根 秀之	昭和45年1月28日	平成6年4月 平成12年8月 平成17年9月 平成18年6月 平成22年2月 平成26年1月 平成27年12月	日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 ITX株式会社（分社化転籍） クワトロメディア株式会社（子会社転籍） 株式会社デジタルガレージ入社 当社入社 執行役員 経営企画室管掌 当社 執行役員 CSR推進室ジェネラルマネージャー 当社取締役（現任）	(注)3	-
取締役	-	高橋 義孝	昭和40年5月31日	平成2年4月 平成6年3月 平成11年4月 平成20年7月 平成20年8月 平成25年3月	アンダーセンコンサルティング入社 ジーエフシー株式会社入社 個人経営コンサルタント業開始 株式会社ブックチャンス 取締役 当社 取締役（現任） リネットジャパン株式会社 取締役（現任）	(注)3	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役(常勤)	-	野村 政弘	昭和17年12月16日	昭和40年4月	日本電装株式会社(現:株式会社デンソー)入社	(注)4	-
				平成3年11月	日本電装システムズ株式会社(現:株式会社デンソーエスアイ)分社出向		
				平成8年2月	同社 取締役		
				平成10年6月	株式会社デンソートピックス(現:株式会社デンソーエスアイ)取締役		
				平成15年4月	名城大学大学院経営学研究科 客員教授		
				平成17年4月	椋山女学園 現代マネジメント学部 非常勤講師		
				平成17年8月	株式会社イーブックオフ(現:当社) 取締役		
				平成18年8月	当社 監査役		
				平成19年8月	当社 常勤監査役		
				平成23年7月	当社 監査役		
				平成24年7月	当社 常勤監査役(現任)		
				平成25年3月	リネットジャパン株式会社 監査役(現任)		
監査役	-	原 陽年	昭和38年5月14日	平成4年10月	朝日監査法人(現:有限責任 あずさ監査法人)入所	(注)4	-
				平成9年4月	公認会計士登録		
				平成12年7月	株式会社アイティット 取締役管理本部長兼経営企画室長		
				平成13年8月	株式会社インテラセット入社 社長室長		
				平成16年9月	同社 取締役		
				平成16年10月	株式会社エイベックスマネジメントサービス 取締役		
				平成17年9月	株式会社東洋新薬入社 経営企画部長兼管理本部長		
				平成19年10月	アーゲル・コンサルティング株式会社設立 取締役(現任)		
				平成20年2月	株式会社アイスタイル 監査役(現任)		
				平成20年8月	株式会社スペースビジョン 取締役		
				平成25年12月	当社 監査役(現任)		
監査役	-	中井 英一	昭和23年5月20日	昭和43年4月	三井物産株式会社入社	(注)4	-
				昭和51年4月	ドイツ三井物産株式会社		
				昭和60年4月	日本通信衛星株式会社(現:スカパーJ S A T株式会社)出向 営業部課長		
				平成5年8月	同社 営業本部長代行兼営業企画部長		
				平成7年12月	株式会社オークネット 顧問		
				平成8年3月	同社 代表取締役副社長		
				平成8年7月	AUCNET USA INC. 取締役社長		
				平成23年12月	株式会社オークネット 最高顧問		
				平成24年1月	株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役(現任)		
				平成26年12月	当社 監査役(現任)		
計							2,394,500

(注)1. 取締役 高橋義孝は、社外取締役であります。

2. 監査役 原陽年、中井英一は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成28年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成25年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る株主総会終結の時までであります。

5. 平成29年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
所有株式数は当該株式分割考慮後の株式数を記載しております。
6. 代表取締役社長黒田武志は平成29年6月13日から16日にかけて当社株式800,000株の売却を行っております。なお、大量保有報告書(変更報告書)が平成29年6月19日付にて東海財務局に提出されております。
7. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	物流センター部ジェネラルマネージャー	横山 達也
執行役員	リサイクル事業部ジェネラルマネージャー	中村 俊夫
執行役員	リユース事業部ジェネラルマネージャー	星野 勝之
執行役員	管理部ジェネラルマネージャー	小野田 剛久
執行役員	WEBサービス部ジェネラルマネージャー	木村 信彦
執行役員	メダルPJ推進部ジェネラルマネージャー	神尾 悟史
執行役員	システムサポート室専任	上甲 英明

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値の持続的な成長を実現し、社会に貢献することを経営の基本方針としております。当該経営の基本方針に従い、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして、経営の効率化、健全化に努めるとともに、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能の強化を図り、株主、投資家へのタイムリーな情報開示に努めることにより、経営の透明性を高めることに取り組んでまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を機関設置するとともに、内部監査人を選任して内部監査を実施しています。これら各機関の連携を強化することで、ガバナンス機能を強化しています。

a 株主総会

当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集しております。株主総会では、法令で定められた事項を決議するとともに、決算内容の報告を行い、株主に経営の状況を開示しております。

b 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名（内、社外取締役1名）で構成され、毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

なお、取締役会は監査役3名（内、社外監査役2名）が出席し、必要に応じて意見表明を行い、取締役の職務執行を監査しております。

c 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（内、社外監査役2名）により構成されており、取締役の職務執行全般を監査し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、年間監査計画に基づき取締役の職務の執行を含む日常活動の監査、監査法人・内部監査との連携を行っております。また、各監査役が取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図っております。

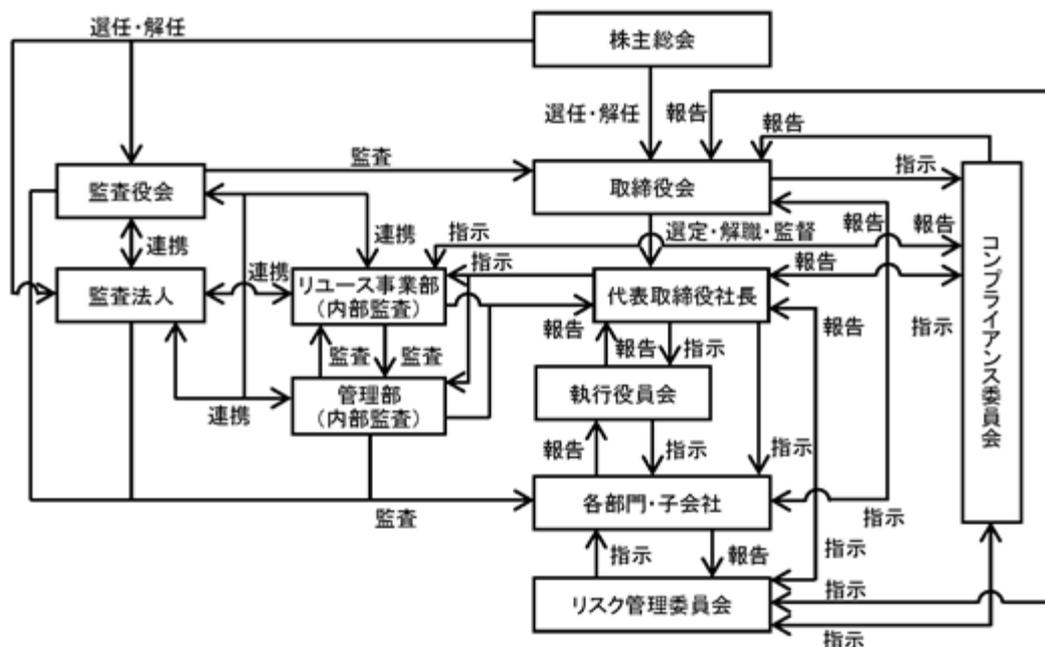
d 執行役員会

執行役員会は、社長、常勤取締役、常勤監査役、執行役員で構成されており、毎月1回開催しております。執行役員会は、原則定時取締役会前に開催し、各部門の業務執行状況を確認し、取締役会への報告事項である月次での収益の状況、経営に関する重要な事項の審議を行っております。

e 内部監査

当社の内部監査は、独立した内部監査組織を有しておりませんが、内部監査人を2名選任しています。内部監査計画を立案し、内部監査規程に基づいた内部監査を実施し、監査結果や業務改善事項について、代表取締役社長や監査役に報告しております。また、四半期ごとに監査役会、会計監査人と定例会を開催し、情報・意見交換を行う等の連携をとることで、監査の有効性や効率性を高めています。なお、管理部が全社の監査を行っており、リユース事業部ジェネラルマネージャーが管理部の監査を行っております。

なお、これらの模式図は次のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成23年7月22日の取締役会にて、「内部統制構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業憲章」を制定し、役職員はこれを遵守することとしております。具体的には、朝礼での唱和を実践し経営理念の周知徹底をはかっております。
- (b) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行しております。
- (c) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努めております。なお、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき社長を委員長とし、常勤取締役、執行役員を委員として構成しており、年2回、各部門の法令順守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。その他、月次の全体会議においても、適時コンプライアンスに関する啓蒙を行っております。
- (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するために、管理部内に内部監査人を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、管理部の内部監査はリユース事業部ジェネラルマネージャーが内部監査を実施しております。また、管理部及びリユース事業部ジェネラルマネージャーは必要に応じて監査役並びに監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。具体的には、四半期ごとに年4回及び必要に応じて情報交換を実施しております。
- (e) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底しております。具体的には、リネットジャパングループ企業憲章で宣言し、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応マニュアル及び取引先の属性チェックに関するマニュアルを定め運用を行っております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理しております。
- (b) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとしております。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長、常勤取締役及び執行役員を委員として構成するリスク管理委員会を年2回開催しており、業務担当取締役が統括して、事業を取り巻く様々なリスクに対して各部門の対応状況等の確認を行い、リスク管理の徹底をはかっております。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 取締役会のもとに執行役員会を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達しております。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各部門の業務執行状況を報告するとともに担当部署の多様なリスクを可能な限り未然に防止するように情報の共有と検討を行っております。
- (c) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために職務分掌規程、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「企業憲章」、「経営理念」、「行動指針」をグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保しております。
- (b) 内部監査による業務監査により、グループ会社各社の業務全般にわたる職務執行の適切性を確保しております。
- (c) グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部牽制と不正行為の抑止を図る体制を確保しております。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役は、必要に応じてその人員を確保しております。
- (b) 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとしております。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (b) 監査役への報告・情報提供は、適時監査役の指定する方法で行います。
- h その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役、管理部及びリユース事業部は、監査役と定期的に意見交換を行います。
- (b) 監査役は、取締役会を始め、執行役員会等の重要な会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。
- (c) 監査役会は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。

会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名) (所属する監査法人)

杉田 純 三優監査法人

林 寛尚 三優監査法人

(注) 1. 継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 2名

社外取締役及び社外監査役

a 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

b 社外取締役及びその兼任先並びに社外監査役及びその兼任先と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の高橋義孝は当社株式5,000株及び当社の新株予約権8,500株相当分、社外監査役の原陽年は当社の新株予約権1,500株相当分、また中井英一は当社の新株予約権1,500株相当分を保有していることを除く、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また、兼任先と当社との間についても人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

c 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、企業経営、会計財務等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあります。

d 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準はないものの、社外役員の独立性を重視し、その要件として当社株式保有を除く、一切の利害関係を認めない方針であります。選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

e 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する考え方

社外取締役高橋義孝は、各分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

社外監査役原陽年は、公認会計士としての視点から、また、他社における業務執行者及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関する監督と助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

社外監査役中井英一は、他社における業務執行者および取締役としての豊富な経験と各分野における幅広い見識から、当社の経営全般に関する監督と助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

f 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合わせを行い、相互連携を図っております。また、内部統制部門との連携については、内部統制部門が「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき内部統制の運用を行い、内部統制の整備・運用状況を評価するモニタリング結果を集約、分析し、取締役会等を通じて報告を行っており、社外役員は適宜質問及び意見表明を行っております。

役員報酬等の内容

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第17期連結会計年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	44,115	44,115	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	3,000	3,000	-	-	-	1
社外取締役	3,600	3,600	-	-	-	1
社外監査役	4,500	4,500	-	-	-	2

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額については、株主総会で取締役及び監査役それぞれの報酬等の総枠の決議を得ております。各取締役の額については代表取締役に一任しており、監査役については監査役会での協議により決めています。

責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役、監査役及び会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役、社外監査役及び会計監査人と締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、株主への利益還元機会の充実を図るため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	11,400	-	11,400	-
連結子会社	-	-	-	-
計	11,400	-	11,400	-

【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の規模、業務の特性等の観点から監査日数等を勘案して監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
なお、連結会計年度及び事業年度に係る監査報告書は、平成28年12月26日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。
なお、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成29年8月10日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、監査法人及び各種団体の主催する講演会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	447,055	1,421,126
売掛金	159,944	1,232,135
商品	190,659	1,205,657
貯蔵品	5,858	8,280
その他	70,309	68,372
流動資産合計	873,826	935,573
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	69,922	71,280
リース資産(純額)	21,854	42,904
その他(純額)	23,059	25,155
有形固定資産合計	2,114,836	2,139,339
無形固定資産		
ソフトウェア	67,280	87,274
その他	15,385	10,146
無形固定資産合計	82,666	97,420
投資その他の資産	32,653	37,846
固定資産合計	230,155	274,607
繰延資産	3,088	2,063
資産合計	1,107,070	1,212,244
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,731	19,086
短期借入金	-	1,50,000
1年内返済予定の長期借入金	185,778	145,797
未払金	114,099	98,990
未払費用	81,347	77,935
未払法人税等	10,117	21,461
賞与引当金	1,284	1,390
その他	70,510	40,832
流動負債合計	482,869	455,493
固定負債		
社債	31,250	18,750
長期借入金	264,398	242,228
リース債務	18,218	36,709
その他	2,074	1,532
固定負債合計	315,940	299,219
負債合計	798,810	754,713
純資産の部		
株主資本		
資本金	444,000	444,000
資本剰余金	164,613	164,613
利益剰余金	237,953	88,682
自己株式	62,400	62,400
株主資本合計	308,260	457,531
純資産合計	308,260	457,531
負債純資産合計	1,107,070	1,212,244

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間
（平成29年6月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	430,982
売掛金	278,339
商品	289,286
貯蔵品	9,214
その他	82,256
流動資産合計	1,090,079
固定資産	
有形固定資産	146,937
無形固定資産	122,402
投資その他の資産	57,122
固定資産合計	326,463
繰延資産	7,185
資産合計	1,423,728
負債の部	
流動負債	
買掛金	26,672
短期借入金	-
1年内返済予定の長期借入金	147,754
未払金	105,307
未払法人税等	1,286
賞与引当金	5,415
その他	89,468
流動負債合計	375,903
固定負債	
社債	12,500
長期借入金	171,284
その他	34,014
固定負債合計	217,798
負債合計	593,702
純資産の部	
株主資本	
資本金	580,181
資本剰余金	304,054
利益剰余金	55,360
自己株式	-
株主資本合計	828,875
新株予約権	1,151
純資産合計	830,026
負債純資産合計	1,423,728

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	3,226,281	3,729,330
売上原価	1,839,362	1,101,728
売上総利益	2,386,918	2,711,602
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	305,807	328,110
広告宣伝費	343,803	495,382
支払手数料	502,211	546,178
給料及び手当	510,967	531,009
賞与引当金繰入額	1,125	1,390
その他	608,522	658,593
販売費及び一般管理費合計	2,272,438	2,560,664
営業利益	114,480	150,937
営業外収益		
受取利息	3,543	69
受取手数料	-	9,457
スクラップ売却益	3,342	2,783
助成金収入	635	15,723
その他	3,009	3,282
営業外収益合計	10,530	31,317
営業外費用		
支払利息	9,431	7,677
消費税等調整額	5,613	-
株式公開費用	-	1,228
その他	2,808	1,589
営業外費用合計	17,853	10,495
経常利益	107,157	171,759
特別損失		
固定資産除却損	57	20
特別損失合計	57	20
税金等調整前当期純利益	107,100	171,738
法人税、住民税及び事業税	11,300	22,467
法人税等合計	11,300	22,467
当期純利益	95,800	149,270
親会社株主に帰属する当期純利益	95,800	149,270

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益	95,800	149,270
包括利益	95,800	149,270
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	95,800	149,270
非支配株主に係る包括利益	-	-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
売上高	2,696,951
売上原価	884,092
売上総利益	1,812,858
販売費及び一般管理費	1,782,321
営業利益	30,537
営業外収益	
受取利息	36
受取手数料	5,173
スクラップ売却益	1,499
助成金収入	9,486
その他	1,401
営業外収益合計	17,597
営業外費用	
支払利息	4,492
株式公開費用	6,076
その他	2,975
営業外費用合計	13,545
経常利益	34,589
税金等調整前四半期純利益	34,589
法人税、住民税及び事業税	1,268
四半期純利益	33,321
親会社株主に帰属する四半期純利益	33,321

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	33,321
四半期包括利益	33,321
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	33,321
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	400,000	120,613	333,753	62,400	124,460	124,460
当期変動額						
新株の発行	44,000	44,000			88,000	88,000
親会社株主に帰属する当期純利益			95,800		95,800	95,800
当期変動額合計	44,000	44,000	95,800	-	183,800	183,800
当期末残高	444,000	164,613	237,953	62,400	308,260	308,260

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	444,000	164,613	237,953	62,400	308,260	308,260
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			149,270		149,270	149,270
当期変動額合計	-	-	149,270	-	149,270	149,270
当期末残高	444,000	164,613	88,682	62,400	457,531	457,531

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	107,100	171,738
減価償却費	44,602	49,206
固定資産除却損	57	20
賞与引当金の増減額（ は減少）	40	105
受取利息及び受取配当金	3,543	69
支払利息	9,431	7,677
売上債権の増減額（ は増加）	27,005	72,191
たな卸資産の増減額（ は増加）	8,994	17,420
仕入債務の増減額（ は減少）	2,018	644
その他	3,994	38,157
小計	119,712	100,264
利息及び配当金の受取額	10,851	69
利息の支払額	9,374	7,619
法人税等の支払額	10,997	14,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,192	78,506
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	10,001	-
有形固定資産の取得による支出	15,352	16,521
無形固定資産の取得による支出	28,676	49,245
貸付金の回収による収入	244,800	-
その他	640	7,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	210,132	73,493
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	50,000
短期借入金の返済による支出	50,000	-
長期借入れによる収入	220,000	140,000
長期借入金の返済による支出	295,481	202,151
社債の発行による収入	50,000	-
社債の償還による支出	6,250	12,500
株式の発行による収入	88,000	-
その他	4,941	6,291
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,327	30,942
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	321,652	25,928
現金及び現金同等物の期首残高	125,402	447,055
現金及び現金同等物の期末残高	1 447,055	1 421,126

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

リネットジャパン株式会社

ネットオフ・ソーシャル株式会社

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a．商品

総平均による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b．貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定

平成29年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,644千円は、「助成金収入」635千円、「その他」3,009千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
現金及び預金	- 千円	1,579千円
売掛金	-	836
商品	-	173,496
計	-	175,912

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
短期借入金	- 千円	50,000千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	249,229千円	271,100千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損又はたな卸資産評価損の洗替による戻入額()が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	8,724千円	1,369千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	14,839	1,629,061	-	1,643,900
合計	14,839	1,629,061	-	1,643,900
自己株式				
普通株式	390	38,610	-	39,000
合計	390	38,610	-	39,000

(注) 1. 当社は、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加は株式分割による増加1,469,061株、新株予約権の権利行使による増加160,000株であります。

3. 普通株式の自己株式の増加は株式分割による増加であります。

- 2 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

- 3 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	1,643,900	-	-	1,643,900
合計	1,643,900	-	-	1,643,900
自己株式				
普通株式	39,000	-	-	39,000
合計	39,000	-	-	39,000

- 2 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

- 3 配当に関する事項
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）
現金及び預金	447,055千円	421,126千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	447,055	421,126

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、電気設備であります。

リース資産の減価償却の方法

- ・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、什器備品であります。

リース資産の減価償却の方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年2カ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程等に従い、営業債権について各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成・更新し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	447,055	447,055	-
(2) 売掛金	159,944	159,944	-
資産計	606,999	606,999	-
(1) 買掛金	19,731	19,731	-
(2) 未払金	114,099	114,099	-
(3) 社債(1)	43,750	43,762	12
(4) 長期借入金(2)	450,176	450,772	596
負債計	627,756	628,364	608

(1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	421,126	421,126	-
(2) 売掛金	232,135	232,135	-
資産計	653,262	653,262	-
(1) 買掛金	19,086	19,086	-
(2) 短期借入金	50,000	50,000	-
(3) 未払金	98,990	98,990	-
(4) 社債(1)	31,250	31,256	6
(5) 長期借入金(2)	388,025	388,657	632
負債計	587,351	587,990	639

(1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	447,055	-	-	-
売掛金	159,944	-	-	-
合計	606,999	-	-	-

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	421,126	-	-	-
売掛金	232,135	-	-	-
合計	653,262	-	-	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	12,500	12,500	12,500	6,250	-	-
長期借入金	185,778	120,099	94,172	45,646	4,481	-
リース債務	5,830	5,075	4,992	3,893	2,476	1,781
合計	204,108	137,674	111,664	55,789	6,957	1,781

当連結会計年度(平成28年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	-	-	-	-	-
社債	12,500	12,500	6,250	-	-	-
長期借入金	145,797	124,610	73,714	32,549	11,355	-
リース債務	9,637	9,726	8,802	7,567	5,751	4,859
合計	217,934	146,836	88,766	40,116	17,106	4,859

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 76,100株	普通株式 229,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成21年1月31日	平成22年5月11日	平成24年7月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	各新株予約権1個当た りの一部行使はできない ものとする。 本新株予約権の抵当、 質入、相続及びその他の 処分は認めないものとし る。 その他の条件は、取締 役会決議に基づき、当社 と本新株予約権者との間 で締結する新株予約権割 当契約に定めるところに よる。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成21年2月1日から 平成31年1月31日まで	平成22年5月12日から 平成32年5月11日まで	平成24年7月15日から 平成34年7月14日まで

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 41,300株
付与日	平成27年1月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年12月26日から 平成34年1月15日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	7,000	21,000	115,100
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	7,000	21,000	115,100
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	39,500
付与	-
失効	4,300
権利確定	-
未確定残	35,200
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,100	1,600	550
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,600
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産法等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	96,355千円	62,210千円
未払費用否認額	10,511	9,537
商品評価損	4,885	4,441
その他	3,116	4,860
繰延税金資産小計	114,869	81,050
評価性引当額	114,869	81,050
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	34.9%	32.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.7
住民税均等割等	0.7	0.5
評価性引当額	28.3	21.7
その他	2.5	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.6	13.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した31.7%から平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.0%となります。

なお、この税率変更による影響はありません。

（資産除去債務関係）

当社グループは、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、インターネットと宅配便を活用したリユース・リサイクル事業を展開しており、「ネットリユース事業」及び「ネットリサイクル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ネットリユース事業」は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。

「ネットリサイクル事業」は、当社連結子会社のリネットジャパン株式会社、全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済みのパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに応えるため、回収時のデータ消去サービスを有償で行っています。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			連結財務諸表計上額
	ネットリユース事業	ネットリサイクル事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,183,053	43,228	3,226,281	3,226,281
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	3,183,053	43,228	3,226,281	3,226,281
セグメント利益又は損失 ()	194,849	80,369	114,480	114,480
セグメント資産	1,026,369	80,701	1,107,070	1,107,070
その他の項目				
減価償却費	41,333	3,269	44,602	44,602
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	40,548	11,019	51,567	51,567

（注） セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			連結財務諸表計上額
	ネットリユース事業	ネットリサイクル事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,504,012	225,318	3,729,330	3,729,330
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	3,504,012	225,318	3,729,330	3,729,330
セグメント利益又は損失 ()	223,179	72,241	150,937	150,937
セグメント資産	1,135,485	76,758	1,212,244	1,212,244
その他の項目				
減価償却費	42,085	7,121	49,206	49,206
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	56,317	32,167	88,485	88,485

（注） セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がいないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒田 武志	-	-	当社 代表取締役社長	(被所有) 直接60.7	当社代表取締役社長 資金の貸付及び回収	貸付金の回収	244,800	-	-
							利息の受取 (注1)	3,484	-	-
							ストックオプションの 権利行使 (注2)	88,000 (160千株)	-	-

(注) 1. 黒田武志に対する資金の貸付については、金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 平成24年5月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	192.07円	285.08円
1株当たり当期純利益金額	64.70円	93.01円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成27年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	95,800	149,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	95,800	149,270
普通株式の期中平均株式数(株)	1,480,790	1,604,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,826個)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数1,783個)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

（新株予約権の発行について）

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了しました。

新株予約権の総数	1,151個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 115,100株
払込金額	1,151千円（本新株予約権1個当たり1,000円）
行使価額	1株当たり1,000円
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
割当日	平成28年10月11日
払込期日	平成28年10月11日
行使期間	平成28年10月12日から平成38年10月11日
行使条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額に110%を乗じた価額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）にて、行使期間の満了日までに本新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(a) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本(c)への該当性を判断するものとする。）。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 1名 1,151個

（公募による新株の発行及び自己株式の処分）

当社は、平成28年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。当社は上場にあたり、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式の発行及び自己株式の処分を決議しており、平成28年12月19日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金520,603千円、発行済株式総数は1,734,900株となっております。

1. 公募による新株の発行

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 91,000株
(3) 発行価額	1株につき 1,830円
(4) 引受価額	1株につき 1,683.60円
(5) 資本組入額	1株につき 841.80円
(6) 発行価額の総額	166,530千円
(7) 引受価額の総額	153,207千円
(8) 資本組入額の総額	76,603千円
(9) 払込期日	平成28年12月19日
(10) 資金の用途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資として充当する予定であります。

2. 自己株式の処分

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 39,000株
(3) 引受価額	1株につき 1,683.60円
(4) 処分価額	1株につき 1,683.60円
(5) 引受価額の総額	65,660千円
(6) 処分価額の総額	65,660千円
(7) 払込期日	平成28年12月19日
(8) 資金の用途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資として充当する予定であります。

(オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

当社は、上場にあたり、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(貸株人から借入れる当社普通株式37,500株の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。

(1) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 37,500株
(2) 割当価額	1株につき 1,683.60円
(3) 資本組入額	1株につき 841.80円
(4) 割当価額の総額	63,135千円
(5) 資本組入額の総額	31,567千円
(6) 払込期日	平成29年1月20日
(7) 割当先	株式会社SBI証券
(8) 資金の用途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資として充当する予定であります。
(9) オーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。	

【注記事項】

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
（自 平成28年10月1日
至 平成29年6月30日）

減価償却費

43,184千円

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日）

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の著しい変動

当社は、平成28年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、平成28年12月19日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行91,000株及び自己株式の処分39,000株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ76,603千円増加、その他資本剰余金が3,260千円増加、自己株式が62,400千円減少しております。また、平成29年1月20日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式発行37,500株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ31,567千円増加しております。

さらに、当第3四半期連結累計期間において新株予約権の行使による払込みにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ28,010千円増加しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金は580,181千円、資本剰余金は304,054千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成28年10月1日至平成29年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			四半期連結損益計算書計上額
	ネットリコース事業	ネットリサイクル事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	2,592,388	104,562	2,696,951	2,696,951
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,592,388	104,562	2,696,951	2,696,951
セグメント利益又は損失 ()	37,905	7,368	30,537	30,537

(注) セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	3円83銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	33,321
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四 半期純利益金額(千円)	33,321
普通株式の期中平均株式数(株)	8,694,805
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額	3円59銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整 額(千円)	-
普通株式増加数(株)	581,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 当社株式は、平成28年12月20日をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、新規上場日から当第3四半期連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当社は、平成29年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、平成29年7月14日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成29年7月21日に実行いたしました。なお、契約の概要は以下のとおりであります。

資金使途

投資資金等

借入先の名称

株式会社三菱東京UFJ銀行他5金融機関

借入金額、条件

借入金額：10億円

借入条件：基準金利＋スプレッド

借入実行日、返済期日

借入実行日：平成29年7月21日

借入期間5年

担保提供資産又は保証の内容

無担保、無保証

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
リネットジャパングループ株式会社	第3回無担保社債	平成27年 3月25日	43,750	31,250 (12,500)	0.1	なし	平成31年 2月28日
合計	-	-	43,750	31,250 (12,500)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
12,500	12,500	6,250	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	50,000	0.56	-
1年以内に返済予定の長期借入金	185,778	145,797	1.28	-
1年以内に返済予定のリース債務	5,830	9,637	4.66	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	264,398	242,228	1.28	平成30年3月25日～ 平成33年2月26日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	18,218	36,709	4.66	平成30年6月30日～ 平成35年11月20日
合計	474,224	484,372	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	124,610	73,714	32,549	11,355
リース債務	9,726	8,802	7,567	5,751

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	-	2,828,535	3,729,330
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	-	-	108,770	171,738
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	-	-	95,829	149,270
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	59.71	93.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	30.64	33.30

(注) 1. 当社は、平成28年12月20日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期、第2四半期及び第3四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	407,556	1,404,153
売掛金	146,618	1,224,480
商品	183,915	1,204,868
貯蔵品	5,756	8,171
前渡金	1,474	137
前払費用	22,461	22,041
その他	55,793	44,444
流動資産合計	823,574	908,296
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	76,210	72,171
構築物（純額）	4,306	3,598
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	10,362	10,472
リース資産（純額）	21,854	42,904
建設仮勘定	2,101	-
有形固定資産合計	114,836	129,146
無形固定資産		
商標権	3,865	3,771
ソフトウェア	67,280	87,274
その他	11,520	6,375
無形固定資産合計	82,666	97,420
投資その他の資産		
関係会社株式	107,263	107,263
出資金	20	20
破産更生債権等	-	2,673
長期前払費用	1,814	861
その他	30,818	34,291
投資その他の資産合計	139,916	145,110
固定資産合計	337,419	371,677
繰延資産		
株式交付費	283	141
社債発行費	666	471
繰延資産合計	949	612
資産合計	1,161,943	1,280,587

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,541	17,367
短期借入金	-	150,000
1年内返済予定の長期借入金	185,778	145,797
リース債務	5,830	9,637
未払金	133,681	102,601
未払費用	81,347	77,935
未払法人税等	9,730	21,060
前受金	492	253
預り金	5,335	4,728
賞与引当金	1,284	1,390
その他	45,580	25,450
流動負債合計	481,602	456,223
固定負債		
社債	31,250	18,750
長期借入金	264,398	242,228
リース債務	18,218	36,709
その他	2,074	1,532
固定負債合計	315,940	299,219
負債合計	797,543	755,443
純資産の部		
株主資本		
資本金	444,000	444,000
資本剰余金		
資本準備金	50,263	50,263
その他資本剰余金	114,350	114,350
資本剰余金合計	164,613	164,613
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	181,813	21,068
利益剰余金合計	181,813	21,068
自己株式	62,400	62,400
株主資本合計	364,399	525,144
純資産合計	364,399	525,144
負債純資産合計	1,161,943	1,280,587

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	3,216,437	3,590,323
売上原価		
商品期首たな卸高	181,903	183,915
当期商品仕入高	822,799	989,397
合計	1,004,703	1,173,313
商品期末たな卸高	183,915	204,868
差引	820,787	968,444
他勘定振替高	321	343
商品売上原価	820,466	968,101
売上総利益	2,395,970	2,622,221
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	304,152	317,658
広告宣伝費	304,812	431,313
支払手数料	493,032	533,877
給料及び手当	510,967	531,009
賞与引当金繰入額	1,284	1,390
減価償却費	44,602	48,766
その他	552,384	577,684
販売費及び一般管理費合計	2,211,235	2,441,700
営業利益	184,734	180,521
営業外収益		
受取利息	3,539	65
受取手数料	-	9,457
スクラップ売却益	3,342	2,667
その他	3,487	3,514
営業外収益合計	10,368	15,705
営業外費用		
支払利息	9,406	7,644
株式公開費用	-	1,228
その他	2,039	851
営業外費用合計	11,446	9,723
経常利益	183,657	186,502
特別損失		
固定資産除却損	1 57	1 20
特別損失合計	57	20
税引前当期純利益	183,600	186,482
法人税、住民税及び事業税	31,262	25,737
法人税等合計	31,262	25,737
当期純利益	152,338	160,745

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	400,000	6,263	114,350	120,613
当期変動額				
新株の発行	44,000	44,000		44,000
当期純利益				
当期変動額合計	44,000	44,000	-	44,000
当期末残高	444,000	50,263	114,350	164,613

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	334,152	334,152	62,400	124,060	124,060
当期変動額					
新株の発行				88,000	88,000
当期純利益	152,338	152,338		152,338	152,338
当期変動額合計	152,338	152,338	-	240,338	240,338
当期末残高	181,813	181,813	62,400	364,399	364,399

当事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	444,000	50,263	114,350	164,613
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計				
当期末残高	444,000	50,263	114,350	164,613

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	181,813	181,813	62,400	364,399	364,399
当期変動額					
当期純利益	160,745	160,745		160,745	160,745
当期変動額合計	160,745	160,745		160,745	160,745
当期末残高	21,068	21,068	62,400	525,144	525,144

【注記事項】

（重要な会計方針）

- 1．有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法
- 2．たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 貯蔵品
最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 3．固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～24年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	2～10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用
定額法を採用しております。
- 4．引当金の計上基準
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 5．繰延資産の処理方法
 - (1) 株式交付費
3年間で均等償却しております。
 - (2) 社債発行費
社債の償還期間にわたり均等償却しております。
- 6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
現金及び預金	- 千円	1,579千円
売掛金	-	836
商品	-	173,496
計	-	175,912

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
短期借入金	- 千円	50,000千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
工具、器具及び備品	57千円	20千円

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は107,263千円、前事業年度の貸借対照表計上額は107,263千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	95,207千円	57,034千円
未払費用	10,511	8,910
商品評価損	4,885	4,150
その他	3,112	4,529
繰延税金資産小計	113,716	74,625
評価性引当額	113,716	74,625
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	34.9%	32.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.6
住民税均等割等	0.3	0.3
評価性引当額	16.5	20.6
その他	2.2	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0	13.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した31.7%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.0%となります。

なお、この税率変更による影響はありません。

（重要な後発事象）

（新株予約権の発行について）

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了しました。

新株予約権の総数	1,151個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 115,100株
払込金額	1,151千円（本新株予約権1個当たり1,000円）
行使価額	1株当たり1,000円
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
割当日	平成28年10月11日
払込期日	平成28年10月11日
行使期間	平成28年10月12日から平成38年10月11日
行使条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額に110%を乗じた価額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）にて、行使期間の満了日までに本新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(a) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本(c)への該当性を判断するものとする。）。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 1名 1,151個

（公募による新株の発行及び自己株式の処分）

当社は、平成28年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。当社は上場にあたり、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式の発行及び自己株式の処分を決議しており、平成28年12月19日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金520,603千円、発行済株式総数は1,734,900株となっております。

1. 公募による新株の発行

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 91,000株
(3) 発行価額	1株につき 1,830円
(4) 引受価額	1株につき 1,683.60円
(5) 資本組入額	1株につき 841.80円
(6) 発行価額の総額	166,530千円
(7) 引受価額の総額	153,207千円
(8) 資本組入額の総額	76,603千円
(9) 払込期日	平成28年12月19日
(10) 資金の用途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資として充当する予定であります。

2. 自己株式の処分

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 39,000株
(3) 引受価額	1株につき 1,683.60円
(4) 処分価額	1株につき 1,683.60円
(5) 引受価額の総額	65,660千円
(6) 処分価額の総額	65,660千円
(7) 払込期日	平成28年12月19日
(8) 資金の用途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資として充当する予定であります。

(オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

当社は、上場にあたり、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(貸株人から借入れる当社普通株式37,500株の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。

(1) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 37,500株
(2) 割当価額	1株につき 1,683.60円
(3) 資本組入額	1株につき 841.80円
(4) 割当価額の総額	63,135千円
(5) 資本組入額の総額	31,567千円
(6) 払込期日	平成29年1月20日
(7) 割当先	株式会社SBI証券
(8) 資金の使途	自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資として充当する予定であります。
(9) オーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	144,704	1,729	-	146,433	74,262	5,768	72,171
構築物	9,436	-	-	9,436	5,838	708	3,598
車両運搬具	955	-	-	955	955	-	0
工具、器具及び備品	168,181	6,042	2,058	172,165	161,692	5,911	10,472
リース資産	38,685	28,588	-	67,274	24,370	7,538	42,904
建設仮勘定	2,101	-	2,101	-	-	-	-
有形固定資産計	364,065	36,360	4,160	396,265	267,118	19,927	129,146
無形固定資産							
商標権	8,496	774	-	9,271	5,499	868	3,771
ソフトウェア	579,160	47,965	-	627,125	539,851	27,971	87,274
その他	11,520	-	5,145	6,375	-	-	6,375
無形固定資産計	599,177	48,739	5,145	642,771	545,350	28,839	97,420
長期前払費用	11,760	983	3,452	9,291	8,429	1,936	861
繰延資産							
株式交付費	425	-	-	425	283	141	141
社債発行費	779	-	-	779	308	194	471
繰延資産計	1,204	-	-	1,204	592	336	612

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産	自動梱包機	20,000千円
ソフトウェア	リネット「全国ごみの日ナビ」アプリ	13,028千円
ソフトウェア	併売機能強化	9,220千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,284	1,390	1,284	-	1,390

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎事業年度末の最終日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎事業年度末の最終日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 公告掲載URL http://corp.renet.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）平成28年12月26日東海財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第18期第1四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月13日東海財務局長に提出

（第18期第2四半期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）平成29年5月12日東海財務局長に提出

（第18期第3四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日東海財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年12月26日東海財務局長に提出

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）平成28年11月16日東海財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成28年12月1日及び平成28年12月12日東海財務局長に提出。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】**第1【保証会社情報】**

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】**第1【最近の財務諸表】**

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月26日

リネットジャパングループ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純
業務執行社員代表社員 公認会計士 林 寛尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了した。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、公募による新株式の発行及び自己株式の処分を決議し、平成28年12月19日に払込が完了した。また、会社は、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式の発行を決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月26日

リネットジャパングループ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純
業務執行社員代表社員 公認会計士 林 寛尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了した。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、公募による新株式の発行及び自己株式の処分を決議し、平成28年12月19日に払込が完了した。また、会社は、平成28年11月16日及び平成28年11月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式の発行を決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月9日

リネットジャパングループ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 林 寛尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成29年7月14日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成29年7月21日に実行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。